

第3部 前期基本計画

第1章 総論

第2章 リーディングプラン

第3章 分野別計画

第4章 やちまたべんちまーく「めざそう！ね（値）」



第1章

総論

第1節 策定の目的

基本計画は、基本構想で定められた八街市の将来都市像である「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」を実現するため、展開すべき施策を具体的にとりまとめたもので、市民と行政が協働でまちづくりを進めていく上で指針となるものです。

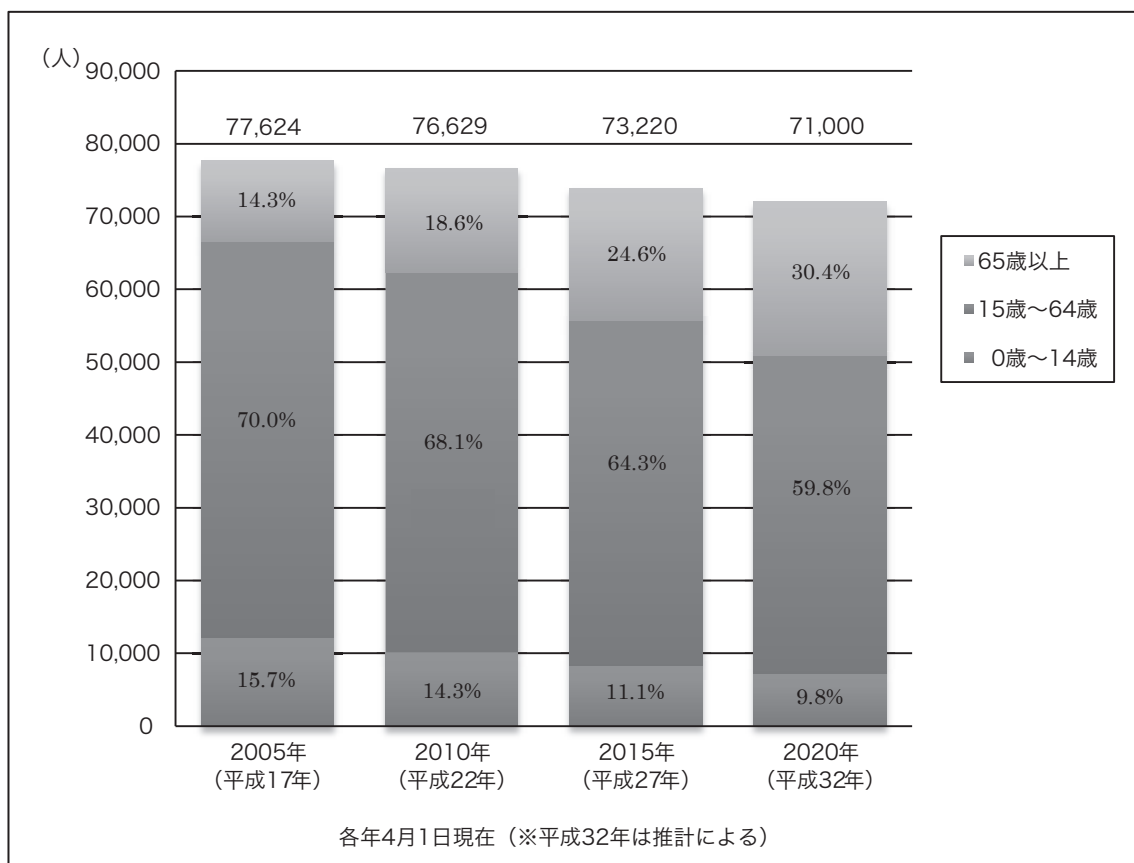
第2節 計画期間

前期基本計画の計画期間は、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）の5年間とします。

第3節 主要指標

1. 将来人口

前期基本計画の最終年次である2020年（平成32年）の総人口を71,000人と予測します。



2. 財政推計

本市の財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続くと予想されます。今後も行政需要は、少子高齢化への対応、都市基盤整備などにより、年々増大していくものとみられますが、財政運営にあたっては、健全財政を維持しながら、行財政改革を着実に推進していく必要があります。

これらの点を踏まえ、国、県の動向を考慮し、計画期間中の一般会計歳出総額を約 1,030 億円と見通します。

(単位：百万円)

区分		金額	構成比
歳入	市税	34,617	33.7
	地方交付税	18,904	18.4
	国・県支出金	23,790	23.2
	市債	8,959	8.7
	その他	16,432	16.0
	歳入総額	102,702	100.0
歳出	義務的経費		
	人件費	21,427	20.9
	扶助費	26,951	26.2
	公債費	9,960	9.7
	普通建設事業費	6,945	6.8
	その他	37,419	36.4
歳出総額	102,702	100.0	

※歳入の「その他」は、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、繰入金等

※歳出の「その他」は、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、予備費等

将来都市像

八つの街づくり宣言

施策の大綱

ひと・まち・みどりが輝く
 コミュニティワールドやちまた



リーディングプラン

具体的施策

誰もが
住みよい
まちづくり

- 土地利用計画の充実 ●土地の有効利用 ●中心市街地の整備 ●複戸駅周辺地域の整備
- 国・県道の整備 ●市道の整備 ●道路の適切な管理 ●道路ネットワークの確立
- 鉄道の利便性向上 ●バス交通の確保 ●新たな交通形態の検討
- バリアフリーの推進 ●ユニバーサルデザインの推進
- 交通安全環境の充実 ●交通取締り強化の要請 ●交通安全運動の推進 ●交通事故被害者の救済
- 消防力の強化 ●消防団の充実 ●火災予防の充実 ●消防水利の整備 ●救急・救命体制の充実
- 防災体制の充実 ●防災施設・設備の充実 ●防災意識の高揚 ●災害に強いまちづくり
- 防犯体制の強化 ●地域防犯活動の推進 ●防犯意識の高揚
- 消費者相談の充実 ●消費者意識の向上

子どもが
健康で学べる
まちづくり

- 一人ひとりの健康づくりの支援 ●保健予防の充実 ●地域医療体制の整備 ●国民健康保険制度の健全運営
- 地域で支えあう福祉活動の充実 ●生活支援の充実 ●国民年金制度の周知
- 保育サービスの充実 ●子育て支援体制の充実 ●児童健全育成環境の充実 ●ひとり親家庭等への福祉の充実 ●虐待相談・支援体制の充実
- 社会参加と生きがいがづくり支援 ●高齢者福祉・介護保険事業の推進
- 自立と社会参加の促進 ●障害者福祉サービスの充実
- 自然環境の保全と再生 ●公園緑地の整備
- 住環境の整備 ●上水道の整備 ●下水道の整備 ●河川・水路の整備 ●公害防止対策の推進 ●空き家対策の推進 ●空き家バンク制度の活用
- 環境の保全 ●資源循環型社会の構築

地域で
いきいきと
暮らせる
まちづくり

- 幼児教育の充実 ●学校教育の充実 ●青少年の健全育成
- 生涯学習環境の整備 ●社会教育活動の推進 ●生涯スポーツの推進
- 芸術文化の振興 ●文化財の保護・継承
- 国際交流の推進 ●地域間交流の推進
- 男女共同参画計画の策定 ●男女共同参画の推進 ●DV対策の推進
- 農地の保全と生産基盤の整備 ●担い手の育成 ●循環型農業の推進 ●地産地消の促進 ●輸出の推進
- 中心商店街の振興 ●商工業の振興 ●就労雇用情報の提供 ●企業誘致の推進
- 地域資源を活かした産業振興 ●起業支援 ●地域情報化の推進 ●観光振興

活力をうみ、
賑わいある
まちづくり

- 協働の実践に向けた啓発の推進 ●協働の仕組みづくりと協働事業
- コミュニティ活動の支援 ●コミュニティ運営体制の強化
- 市民活動の育成・支援 ●多様な活動拠点の確保
- 効率的な行財政運営の推進 ●職員の意識改革 ●広域行政の推進
- 情報公開の推進 ●広報広聴の充実
- 電子自治体の構築 ●総合窓口の研究
- シティセールスの推進 ●情報ツールの強化

協働のまちづくりによる施策の実現・事業の推進



第2章

リーディングプラン

リーディングプラン

1. リーディングプランの実現に向けて

(1) 趣旨

リーディングプランは、基本構想に掲げる将来都市像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向けて、まちづくりを進めていくうえで、特に何を重要課題と捉え、基本計画全体を先導する施策を進めていくか、その政策の方針を明らかにするとともに、八つの街づくりの分野別計画を越えて横断的に関連する施策を連携させることにより、相乗効果を生じさせることをねらいとして策定するものです。リーディングプランの推進にあたっては、協働のまちづくりや行財政改革の視点に立った全庁的な取組が必要です。

(2) 協働のまちづくりによる施策の実現・事業の推進

これまで多くの公共サービスについては、主に行政が担ってきました。しかし、人口構造の変化や市民ニーズは多様化し、行政に求められる役割は大きくなっており、行政主体の取組だけでは市民の要望に応える公共サービスを提供していくことが難しくなっています。このため、政策形成段階から市民参画の仕組みづくりを進め、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進します。また、さまざまな主体が連携・協力し、自主的にまちづくりに関わっていくとともに、市民と行政が協議を重ねながら役割を明確にして協働のまちづくりによる施策の実現や事業の推進を全庁的な取組として進めていきます。

(3) 効率的で効果的な行財政改革の推進

市はこれまでも、行財政改革プランに基づき、職員の定員適正化を推進し、事務事業の見直しなどにより経費削減を図り事業を推進してきました。しかしながら、人件費や扶助費などの経常経費が歳出に占める割合が大きくなり、財政の弾力性が失われ新たな事業を実施することが難しいだけでなく、既存事業についても継続していくことが難しくなっています。このため、全庁的に行財政改革の視点に立った施策の検討や事業を推進していきます。

2. リーディングプランの構成

人口減少社会の到来による少子高齢化の進展は、本市にとって大きな影響を受けています。自然増減、社会増減ともに減少傾向が続き、国や県の平均と比べると未婚率は高く、合計特殊出生率は国や県の平均を下回っている状況にあります。市民意向調査によると、転出したい主な理由として、「都市環境が悪い」・「市外への通勤・通学などが不便」・「バス交通などが不便」・「余暇を楽しむ施設が少ない」・「医療環境が悪い」などを挙げており、これらを改善していくことが住み続けたいまちとなるには必要です。

①住環境整備 ②交通の利便性 ③災害に強いまち ④教育・文化環境 ⑤福祉・医療体制 ⑥まちの賑わい ⑦就業機会の確保 ⑧自然環境の八つをキーワードとして、本市が人口減少社会に立ち向かい、住み続けたいまちづくりへと推進していくため「誰もが住みよいまちづくり」「子どもが健康で学べるまちづくり」「地域でいきいきと暮らせるまちづくり」「活力をうみ、賑わいあるまちづくり」をリーディングプランとして掲げます。

誰もが住みよいまちづくり

◎プランのねらい

本市は、東京都心から 50 km 圏内にありながら、豊かな自然が多く残り、市民意向調査の住み続けたい理由の一つに「自然環境が良い」が挙げられており、緑豊かな環境が特色の一つとなっています。一方、転出したいという理由に「都市環境が悪い」、「市外への通勤・通学が不便」、「バス交通などが不便」などを挙げる市民が多く、住みよい街づくり、住み続けたい街づくりには、都市基盤の整備や交通環境の整備が不可欠となっています。

今後も、豊かな自然を守りつつ、地域の基盤整備や公共交通機関の充実、また、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、安全・安心で快適な街づくりを進め、快適な都市空間と自然環境が調和した住みよいまちづくりをめざします。



子どもが健康で学べるまちづくり

◎プランのねらい

人口減少社会を迎える中、本市においてもその潮流は避けられず、近年では自然増減・社会増減ともに減少傾向にあります。本市では特に 20 代から 30 代半ばの世代が転出傾向にあります。子育て世代とも言われるこの世代が本市に定住し続けてもらうためには、一層の子育て環境の整備が必要です。今後も、安心して子どもを産み育てることができるよう、さらなる子育て支援の充実を図ります。また、次代を担う子どもたちが必要な教育を十分に享受できるよう、本市の特色を活かした教育活動や学習環境の充実を図るなどして、子どもたちが安心して健やかに育ち、学べるまちづくりをめざします。

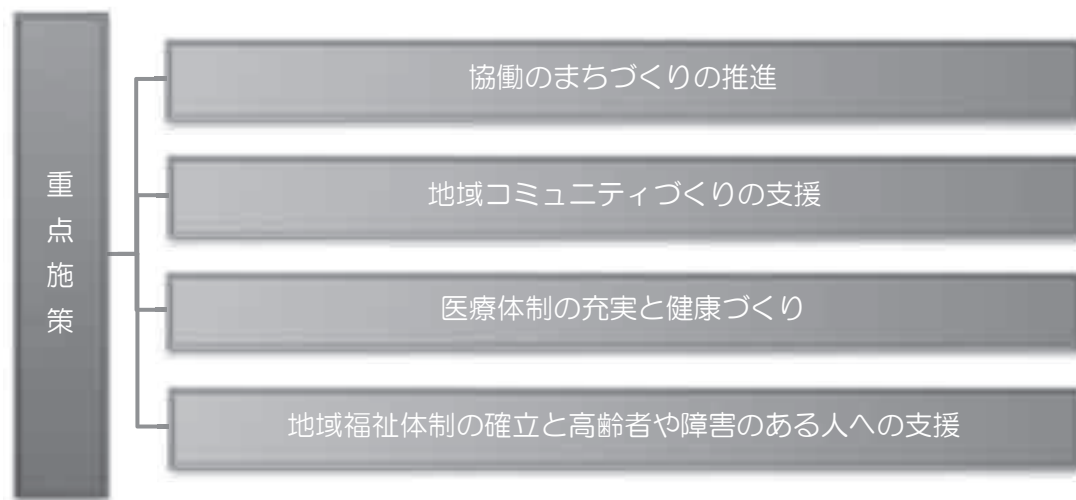


地域でいきいきと暮らせるまちづくり

◎プランのねらい

個人の価値観や生活様式の多様化などにより、区（自治会）など地域のコミュニティ組織への加入者は低下傾向にあります。そのため、地域活動への参加は固定化や高齢化が進み、地域との関わりが希薄化しています。地域コミュニティの維持・活性化を基本に、市民とさまざまな主体が役割分担や実践的な推進体制を明らかにしながら、歴史・文化の継承、地域イベントなど協働によるまちづくりの実践を図ります。

また、地域福祉体制の確立に取り組むとともに、地域医療体制の整備や健康づくりを推進し、高齢者や障害のある人への支援の充実を図るとともに、協働により高齢者を含めた様々な人々が活躍し、市民の誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

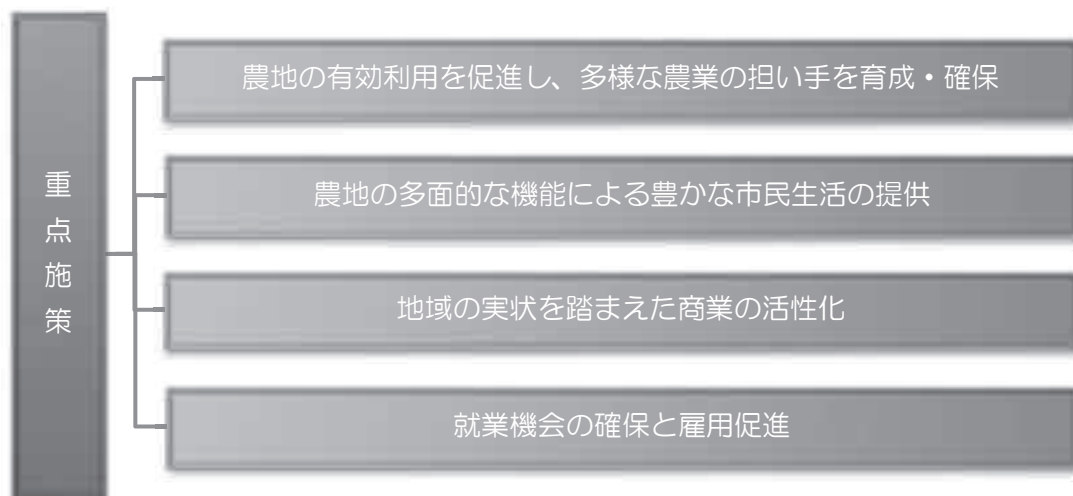


活力をうみ、賑わいあるまちづくり

◎プランのねらい

本市の基幹産業である農業は、農産物の輸入自由化、農業従事者の高齢化や担い手不足などから農業経営環境は厳しさを増しています。また、商業に目を向けると、景気の低迷、後継者不足による空き店舗化、大型店舗の出店などの影響を受け、地域産業の活力やまちの賑わいが失われつつあります。

豊かでいきいきとした生活を送るため、地域産業の振興を推進し活性化を図るとともに、雇用の創出を図り、誰もが生きがいを持って働くことができる地域社会づくりを推進します。さらに、地産地消や地域住民による地域資源をいかした産業の振興により、市民一人ひとりが多様な形で地域の活性化に寄与し、活力と賑わいのあるまちづくりをめざします。





第3章

分野別計画

一の街

めざします！便利で快適な街

第1節 秩序ある土地利用

施策がめざす基本的方向

自然環境と都市的環境とが調和したまちづくりを推進し、また、地域にふさわしい市街地を形成していきます。

現状と課題

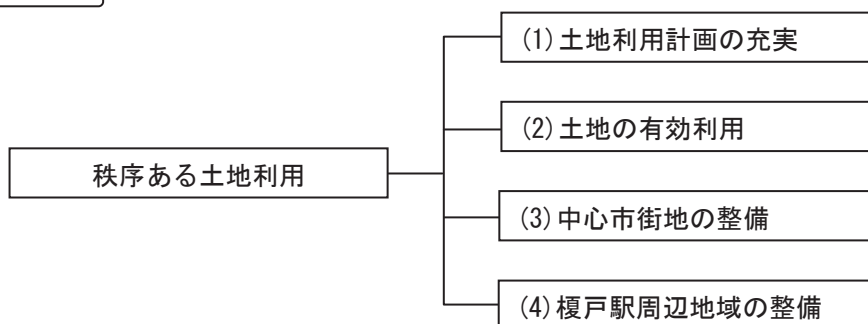
まちづくりは、中長期的な視点に立って進めていくことが必要であることから、これまで、用途地域の指定を基本に土地利用を進めてきましたが、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めていないため、用途地域以外で開発が進み、広範囲に小規模住宅が点在するスプロール化が起こっています。

そのため、道路、上下水道など都市基盤施設が効率的に整備しにくい状況となっており、地域の現状を踏まえたうえで、効果的な土地利用規制や誘導を行っていくことが課題となっています。

市街地整備は、八街駅自由通路新設・駅舎橋上化と駅北口の開設、八街駅北側地区土地区画整理事業の計画事業が完了し、街区公園、自転車駐車場、モニュメント及び電線共同溝の整備等、八街駅北側は一定の都市環境整備が行われています。今後は、南側地区の駅前広場や自転車駐車場の改良整備等を行うなど、八街駅の南側と北側が一体となった「八街市の顔」としてふさわしいまちづくりを進める必要があります。

榎戸駅周辺については、長年の懸案事項でもあった榎戸駅の自由通路整備、駅舎橋上化の駅周辺整備事業を進めています。

施策の体系



施策の内容

(1) 土地利用計画の充実

都市計画の方向性や整備方針を示す「都市マスタープラン」を見直し、時代に即した土地利用計画の充実を図ります。

(2) 土地の有効利用

宅地開発指導要綱などにより、秩序ある土地利用と良好な住環境の保全を図ります。

(3) 中心市街地の整備

八街駅北側地区は土地区画整理事業など一定の都市整備が完了されていますが、八街駅南口については、駅前広場及び自転車駐車場改良事業について検討するなど、八街駅前整備を含めた駅周辺地域を「市の顔」にふさわしい中心市街地として整備を図ります。

(4) 榎戸駅周辺地域の整備

地域の特性を生かしながら都市副次核としての中心市街地にふさわしい整備を推進していきます。

主な計画事業

(1) 土地利用計画の充実

①都市マスタープランの見直し【都市計画課】

都市づくりの方向性や都市施設の整備方針を定める「都市マスタープラン」については社会情勢の変化に適切に対応するため、市民意見の反映、関係機関の意向などを調査・分析し、市内の調整を図りながら見直しを行います。

(2) 土地の有効活用

①宅地開発指導要綱の推進【都市計画課】

市内における無秩序な開発を防止し、良好な都市環境整備を行うため、開発事業主に対し宅地開発指導要綱に基づき協力を要請し、市街地の秩序ある整備を推進します。

(3) 中心市街地の整備

①公共核施設用地の有効活用【財政課・企画課】

八街駅北口にある公共核施設用地について、市の賑わいの創出や魅力ある場所として有効活用できるよう民間の活用も含め、多角的に調査・検討します。

(4) 榎戸駅周辺地域の整備

①榎戸駅施設整備事業【都市整備課】

市の都市副次核となる榎戸駅周辺地域については、榎戸駅自由通路及び駅舎橋上化を整備し、併せて東口自転車駐車場を含めた周辺整備を行います。

◆地目別面積

(各年1月1日)

区分	総面積 (k m ²)	民有地面積 (千m ²)					
		総数	田	畑	宅地	山林	雑種地等
平成元年	74.88	63,853	2,487	40,396	6,430	12,609	1,931
平成6年	74.87	63,468	2,439	38,336	8,151	12,075	2,467
平成11年	74.87	63,021	2,300	36,435	9,741	11,482	3,063
平成16年	74.87	62,652	2,199	35,350	10,555	10,979	3,569
平成21年	74.87	62,690	2,154	34,405	11,286	10,329	4,516
平成26年	74.87	62,661	2,114	34,433	11,671	9,541	4,902

資料：課税課「固定資産概要調書」

第2節 道路の体系的整備

施策がめざす基本的方向

広域的な移動が円滑にできる道路交通網の実現を図るとともに、誰もが安心して安全な通行ができる道路環境の整備を図ります。

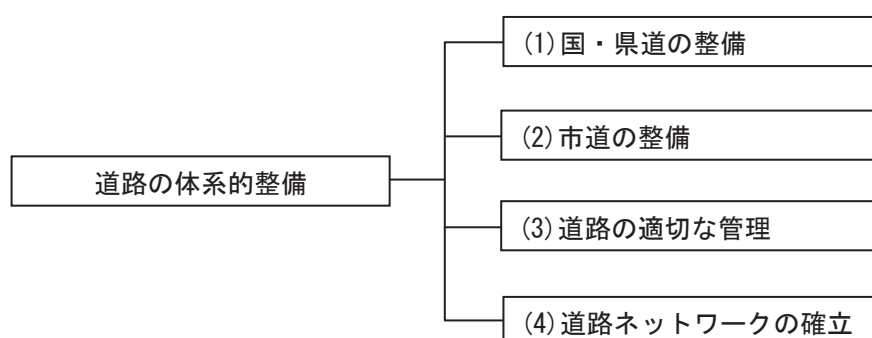
現状と課題

市道の整備状況は、舗装率 86%、道路改良率 25%となっており、舗装率の高さに比べ改良率は低い状況にあります。八街駅周辺の慢性的な交通渋滞緩和対策として、東西方向の主要幹線である県道のバイパス整備を千葉県と協力して進めており、平成 23 年には一部供用を開始しています。市道においては、国道・県道の補完的役割を果たす主要幹線道路の整備を計画的に進めるなど、交通ネットワークの形成に努めています。

自動車の利用者増加や公共交通の利便性が低いことなどから交通量が増大していますが、市内の多くの道路は幅員が狭いうえ、右折レーンが整備されていないところが多く、特に国道 409 号及び国道 126 号などの主要道路では慢性的な渋滞が発生しており、この交通渋滞の解消を図るため、右折レーンの整備を促進するよう関係機関に要請を行っています。また、この渋滞を回避する車両が、幅員が十分でなく、歩道が整備されていない生活道路などに進入することから、歩行者の安全対策が必要となり、加えて大型車両の混入は、路面の痛みを加速させています。

バイパスの早期完成をめざし、交通ネットワークを形成するとともに、道路整備と合わせて安心して歩ける歩行空間を確保することや、流末排水施設整備と合わせた道路排水施設整備を進めることなど、歩行者と車の双方にとって快適な道路環境の整備が求められています。また、本市への人や物の流れを活発化し、地域経済の活性化に繋げるため、近接している高速道路 I C へのアクセス道路の整備が必要とされています。

施策の体系



施策の内容

(1) 国・県道の整備

広域幹線道路である国・県道の整備促進を関係機関に要請します。また、市街地の慢性的な交通渋滞の解消と安全性の向上を図るため、千葉県と協力して八街バイパスの早期完成をめざします。また、本市に近接している高速道路 I C へのアクセス道路の整備が図られるよう要請していきます。

(2) 市道の整備

都市計画道路の整備を図るとともに、国・県道のバイパス的機能及び幹線的機能をもつ市道については、道路・交差点の改良、歩道整備などを計画的に進めます。

(3) 道路の適切な管理

日常的に使用する生活道路については、維持補修、道路排水施設の整備、緊急車両の円滑な通行のための幅員確保や待避所設置など、地域の特性にあった整備を進めます。

また、街路樹や花壇の整備など、道路の緑化を市民参加で進めるなど、うるおいのある快適な道路環境の形成に努めます。

(4) 道路ネットワークの確立

県や近隣市町との連携による道路ネットワーク等の確立を図ります。

主な計画事業

(1) 国・県道の整備

①八街バイパス整備【都市整備課】

八街都市計画道路 3. 4. 3号及び主要地方道成東酒々井線八街バイパスの整備を促進します。

②高速道路 I C へのアクセス道路事業化の要請【道路河川課】

酒々井 I C をはじめとした本市と近接する各高速道路 I C へのアクセス道路の事業化と早期の完成並びに関連する国・県道の整備を千葉県など関係機関に要請します。

(2) 市道の整備

①交差点改良事業【道路河川課】

地域住民の理解と協力を得ながら、市内に点在する変則的な交差点を改良し、車両の安全な通行と歩行者の安全確保を図ります。

②道路改良事業【道路河川課】

主要幹線道路の道路改良、歩道整備を行い、交通環境の改善を図ります。

(3) 道路の適切な管理

①道路の排水機能の向上【道路河川課】

流末排水施設の整備により、道路の排水機能の向上を図ります。

②道路の維持補修【道路河川課】

道路の適切な維持管理を進めるとともに、地域住民との協働により、計画的に道路、側溝の清掃、街路樹の剪定などを行える体制づくりを図ります。

(4) 道路ネットワークの確立

①道路ネットワークの確立【道路河川課】

県や近隣市町と連携することにより、広域的な道路ネットワーク等の確立を図ります。

◆道路の状況

(平成26年3月31日現在)

区分	実延長 (m)	改良済 (m)	舗装済 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
国道	13,012	13,012	13,012	100.0	100.0
県道	40,772	38,861	40,722	95.3	100.0
市道	495,914	126,470	427,590	25.5	86.2

資料：道路河川課

第3節 移動を支える公共交通の充実

施策がめざす基本的方向

誰もが利用しやすい公共交通の実現に努めます。

現状と課題

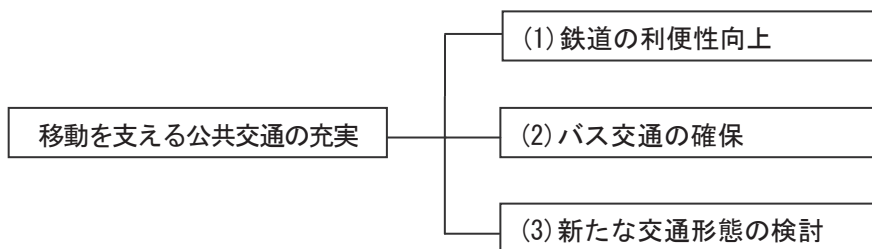
都内や千葉市内、県内主要都市への通勤圏であることから、本市の人口は増加してきましたが、JR総武本線は、佐倉駅以東が単線のため運行本数が限られており、利用者からは、輸送力の増強と都内までの時間短縮の要望が高くなっています。沿線自治体と連携してJRへの要望により、普通電車の編成増強等の混雑緩和が図られていますが、さらに快速電車の増発など利便性の向上をJRに働きかけているところです。

自家用車の利用が市民の移動手段の中心となるに従って、民間バス路線の廃止、路線の縮小が相次ぎ、現在は八街循環線を含め4路線となっています。千葉県や関係自治体関係事業者による千葉県バス対策地域協議会を設置しており、路線バスの維持に向けて取組を進めています。

市民の日常生活における交通手段として、平成11年からふれあいバスを運行しています。八街市地域公共交通協議会等の提言を基にこれまでルートの変更、児童の登下校に合わせたダイヤ改正や日曜日・年末年始の運休などを実施していますが、利用者は平成17年の14.7万人をピークに減少傾向にあります。安定した運営をするためには、利用者をさらに増加させるなど運行体制の見直しをする必要があります。

今後高齢化が進展するに伴って、公共交通の役割はますます重要になるため、路線バスの維持・確保に限らず、その在り方について再考するとともに、様々な交通手段の形態を模索し、地域と利用者ニーズに合わせた運行体系を構築していくことが求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 鉄道の利便性向上

J R 総武本線の利便性向上を図るため、沿線自治体と連携をとりながら、快速電車の増発や複線化などについて、引き続き J R に要請します。

(2) バス交通の確保

民間バス事業者が運行する既存路線の維持と、利用者の実状に即した運行体制の確立を関係機関へ要請します。

また、ふれあいバスについては、公共交通空白地域における高齢者など、自家用車の利用が困難な市民の生活交通手段として、利便性向上に努めます。

(3) 新たな交通形態の検討

財政負担の軽減や公共交通空白地域の解消に向け、路線定期型交通に限らない新たな交通形態について検討します。

主な計画事業

(1) 鉄道の利便性向上

① J R 総武本線の利便性向上【企画課】

快速電車の増発や複線化など、利用者の利便性向上のため J R へ要請します。

(2) バス交通の確保

① バス路線の維持の要請【企画課】

既存バス路線を確保維持するとともに、利便性向上を民間バス事業者に要請します。

② ふれあいバス運行事業の充実【企画課】

八街市地域公共交通協議会を開催し、実状に即した路線の見直しを行うなど、利便性の向上を図ります。

(3) 新たな交通形態の検討

① 新たな交通形態の検討【企画課】

路線定期型交通に限らない、地域に即した新たな交通形態について検討していきます。

◆ふれあいバス利用者数

区分	年間利用者数	1日あたり利用者数	1便あたり利用者数	増減率(%)
平成21年度	128,397	352	11.73	△ 7.7
平成22年度	126,019	346	12.00	△ 1.9
平成23年度	114,405	313	10.42	△ 9.2
平成24年度	103,711	284	9.47	△ 9.3
平成25年度	102,635	281	9.37	△ 1.0
平成26年度	114,036	313	10.42	11.1

資料：企画課

◆JR乗車人員（1日平均）

区分	八街駅	榎戸駅
平成21年度	6,338	2,540
平成22年度	6,242	2,508
平成23年度	6,126	2,479
平成24年度	6,203	2,473
平成25年度	6,287	2,442
平成26年度	6,104	2,362

資料：JR 東日本

第4節 人にやさしいまちづくりの推進

施策がめざす基本的方向

バリアフリー対策を推進し、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを意識した環境づくりを図ります。

現状と課題

高齢化の進展や障害のある人の社会参加機会の拡大に伴い、道路や交通機関、公共施設などでは、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進により、誰もが利用しやすい利用者の視点に立った整備が求められています。

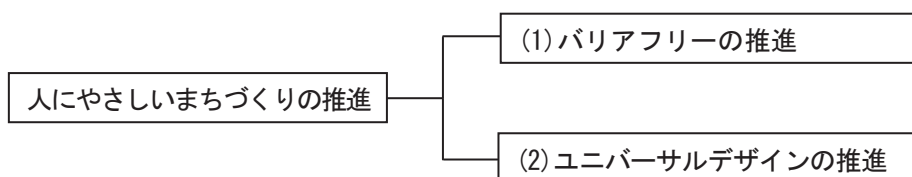
道路については、歩道のない道路や歩道の狭い道路、電柱など歩行の障害物があるところがみられ、歩行空間におけるバリアフリー化は進んでいない状況です。

八街駅におけるエレベーター・エスカレーターの設置や八街駅北口から市役所までの経路、路線バスにおけるノンステップバスの導入など、特に交通機関においてはバリアフリー化が進められてきています。

公共施設では、市役所庁舎における多目的トイレやスロープの設置、市民利用の多い窓口のローカウンター化などを進めてきましたが、バリアフリー化を進めるべきところはまだ多く残されています。

今後は、駅や商店街、公共施設の周辺やそれらを結ぶ道路において、体系的・計画的に整備を進めることが課題です。さらに、市内の公共施設については、改修などの機会を捉え、障害のある人もない人も、また、年齢・性別・国籍などを問わず全ての人がいやすく分かりやすいユニバーサルデザインを積極的に採用し、市内全域ですべての人にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) バリアフリーの推進

「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や交通機関、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

(2) ユニバーサルデザインの推進

通行しやすい歩道、移動しやすい交通機関、利用しやすい公共施設、分かりやすい案内表示など、誰もが暮らしやすい地域環境づくりに努めます。

主な計画事業

(1) バリアフリーの推進

①公共施設のバリアフリーの推進【全庁】

関係機関と連携し、公共施設の改修などの機会に合わせて、バリアフリー化を推進します。

(2) ユニバーサルデザインの推進

①ユニバーサルデザインの推進【全庁】

道路や建物など公共施設の整備については、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めます。

二の街

めざします！安全で安心な街

第1節 交通安全の推進

施策がめざす基本的方向

市民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、関係機関との連携により交通事故のない安全なまちをつくります。

現状と課題

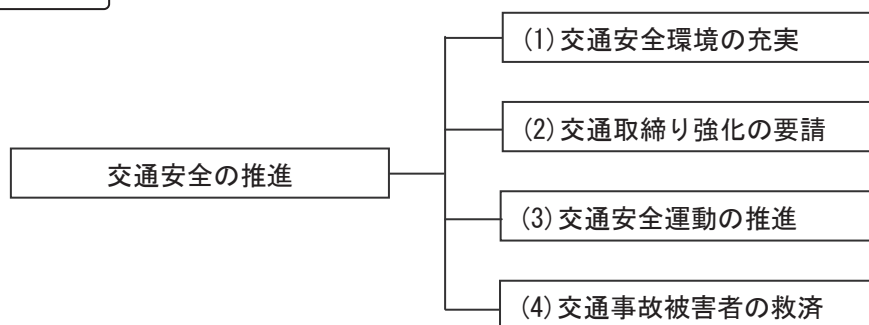
市内には幅員の狭い道路が多く、歩道やゆとりのある歩行空間が確保できないところが多くあります。また、渋滞を避けた車両が生活道路に進入するなど、交通事故の発生する危険性が高まっています。

そのため、平成15年には、交通事故発生率の高い地区を「あんしん歩行エリア」として指定し、歩きやすい歩行空間の整備を進めるとともに、交通事故の多発している区間については、その原因を調査し、優先的に交通安全施設の整備などを行ってきました。こうした重点的な歩行空間の整備や交通安全施設の整備などにより、本市の交通事故発生件数は次第に減少しつつありますが、高齢化社会の進展とともに、高齢者に対する更なる交通安全対策の必要性が高まっています。

駐車禁止区域での路上駐車や、飲酒運転、スピード違反による交通事故が発生するなど、市民の交通マナーの低下が指摘されています。交通事故を防止するには、自動車運転者、自転車運転者、歩行者それぞれが交通法規や交通マナーを守り、思いやりの心を持つことが大切であり、さらに、交通安全意識を高めるため、関係機関と連携し交通安全教育を推進していく必要があります。

また、危険箇所などへの信号機の設置については、関係機関に強く要請していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 交通安全環境の充実

歩道などの交通安全施設の整備を進めるほか、歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進し、安全な道路環境の充実を図ります。また、関係機関に対し信号機の設置を強く要請するとともに、交通安全施設の計画的な整備・更新に努めます。

事故多発区間や地点における診断を実施するなど、交通安全に対する調査・研究を進めます。

(2) 交通取締り強化の要請

佐倉警察署に対して、路上駐車やスピード違反の取締り強化を要請します。

(3) 交通安全運動の推進

市民や関係団体、行政が一体となった交通安全運動を推進するとともに、幼児や小中学生、高齢者への実践的な交通安全教育を推進します。

(4) 交通事故被害者の救済

交通事故の被害者や家族の経済的・精神的不安を軽減するため、交通災害共済の加入促進や交通事故相談を実施します。

主な計画事業

(1) 交通安全環境の充実

①交通安全施設の整備【防災課・道路河川課】

交通事故を未然に防止するため、カーブミラー、道路鋸、区画線の路面標示、グリーンベルト舗装など交通安全施設の整備を推進します。

②信号機の設置や交通規制の促進【防災課】

地域の要望に沿って、信号機の設置や交通規制の強化を関係機関に要請します。

(2) 交通取締り強化の要請

①違法駐車等の取締り【防災課】

交通事故の原因となる路上違法駐車などについて取締りを実施するよう要請します。

(3) 交通安全運動の推進

①街頭指導の実施【防災課】

街頭啓発活動などの各種交通安全運動を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

②交通安全教室の開催【防災課】

交通事故のない社会を目指し、幼児、小中学生や高齢者に向けた交通安全教室を開催します。

(4) 交通事故被害者の救済

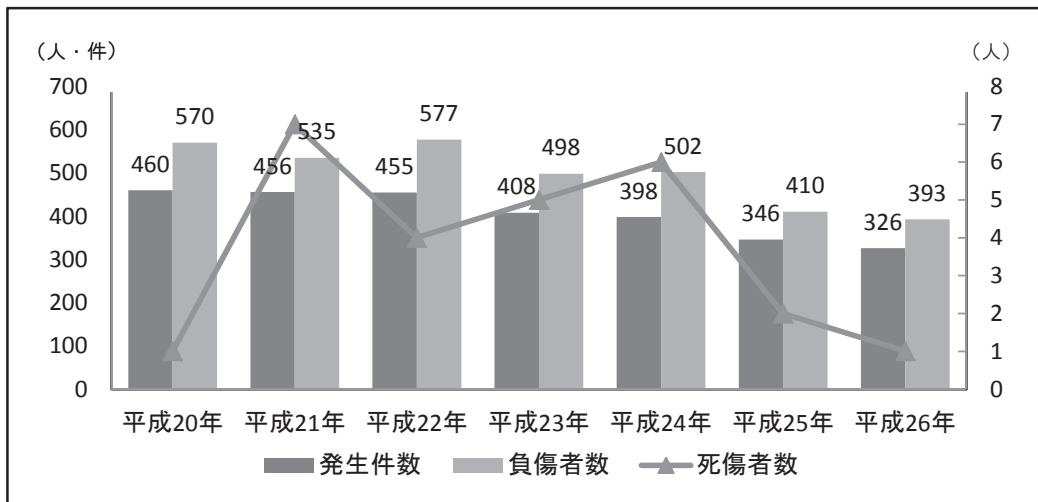
①交通災害共済の加入促進【防災課】

交通事故の備えとなる交通災害共済への加入を促進します。

②交通事故相談の充実【防災課】

関係機関と連携し、交通事故相談の充実を図ります。

◆交通事故発生状況



区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
発生件数	460	454	455	408	399	346	326
負傷者数	570	534	577	498	502	410	393
死傷者数	1	7	4	5	7	2	1

資料：千葉県警察「交通事故発生状況」

第2節 消防・救急体制の充実

施策がめざす基本的方向

消防機能、火災予防体制、救急・救命体制の充実など消防・救急体制を充実します。

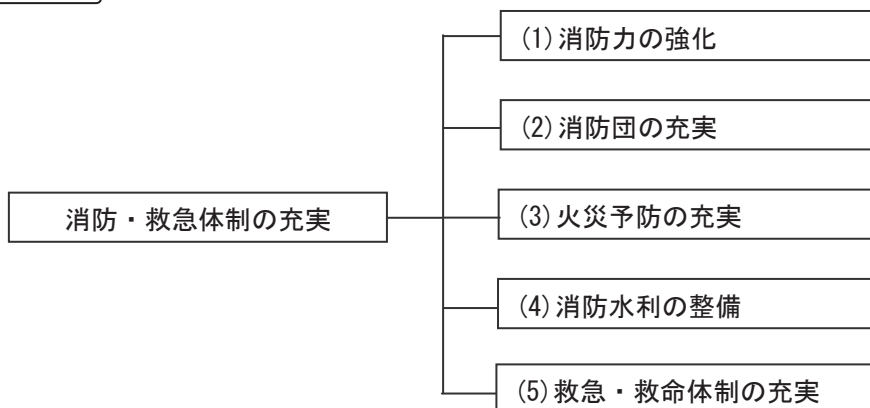
現状と課題

本市の消防・救急体制は、佐倉市、酒々井町との広域的な取り組みとして行われている常備消防と25個分団で組織される非常備消防としての消防団で構成されています。常備消防は、平成14年に消防本部庁舎（佐倉市）を整備し、通信指令体制の充実・強化が行われました。市内には八街消防署及び南部出張所がありますが、中でも八街消防署は昭和47年に建設されたもので、建物の老朽化が進んでおりましたが、平成24年に改築し、設備・装備などの充実が図られたところです。今後も消火活動のほか、火災予防、救急、救助、防災など多角的に活動できるよう、消防力の強化が求められています。

消防団においては、就業構造の変化により団員の多くが市外就業者であるため、緊急時における団員の招集が難しい状況にあります。また、消防団員を確保するため、消防団を身近な存在と感じられるようにする必要があり、地域の実状に応じた消防施設や設備の充実を進めるほか、体制やあり方についても検討していく必要があります。

救急については、千葉県や周辺地域との連携により、成田市急病診療所や印旛市郡小児初期急病診療所（佐倉市）を開設、またヘリコプター（ドクターヘリ）による日本医科大学付属千葉北総病院（印西市）などへの迅速な搬送が可能となり、速やかに救急医療が受けられる体制が整えられていますが、これからも安定した救急体制を充実させ、維持していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 消防力の強化

常備消防については、構成団体と協力し適正な消防体制を維持するとともに、消防力の強化に努めます。

(2) 消防団の充実

消防団については、団員の確保を図るほか、各種訓練を実施し資質向上に努めます。また、消防施設や設備を計画的に整備し、その活動を支援することにより地域消防力の強化を図ります。

(3) 火災予防の充実

市民一人ひとりが火災予防や初期消火の重要性について認識するよう、予防指導や啓発活動を推進します。

(4) 消防水利の整備

宅地化の進展に対応した消防水利の計画的な整備を図ります。

(5) 救急・救命体制の充実

関係機関との広域的な連携を強化し、救急医療体制の充実を図るとともに、救命処置に対する知識の普及や情報提供に努めます。

主な計画事業

(1) 消防力の強化

① 消防施設の整備【防災課】

消防体制を維持するために、老朽化した施設などを更新整備します。

(2) 消防団の充実

① 消防機庫の整備【防災課】

消防団員の詰所、消防車両や資機材の保管に必要な消防機庫の更新整備を進めます。

② 消防自動車の更新【防災課】

消防自動車を計画的に更新し、災害や火災時における消防機能の強化を図ります。

(3) 火災予防の充実

①防火意識の高揚【防災課】

防火知識の普及、火災予防運動や防火訓練などを充実させ、更なる普及啓発を図ります。

(4) 消防水利の整備

①耐震性貯水槽、消火栓の整備【防災課】

消防水利基準に満たない地域において貯水槽を計画的に整備するとともに、上水道の整備がされている区域については消火栓を新設します。

(5) 救急・救命体制の充実

①救命処置の普及【防災課】

関係機関と連携し、救命処置に対する知識や習得を図ります。

◆火災発生件数・損害見積額

区分	総件数	建物	林野	車両	その他	死傷者	損害見積額（千円）	
							総額	建物火災
平成 20 年	36	30	2	-	4	7	48,559	45,164
平成 21 年	24	15	2	2	5	4	30,971	30,593
平成 22 年	39	26	1	6	6	12	79,529	78,783
平成 23 年	38	17	3	3	15	14	63,631	63,148
平成 24 年	33	19	1	2	11	4	33,388	31,797
平成 25 年	41	19	4	6	12	2	50,224	49,528
平成 26 年	54	27	4	3	20	5	96,893	95,092

資料：消防年報

◆救急出動件数

区分	総件数	交通事故	一般負傷	急病	火災	その他
平成 20 年	2,797	405	321	1,740	26	305
平成 21 年	2,835	437	309	1,751	18	320
平成 22 年	3,086	463	337	1,978	28	280
平成 23 年	3,141	455	354	2,003	27	302
平成 24 年	3,305	458	362	2,125	24	336
平成 25 年	3,522	441	439	2,256	22	364
平成 26 年	3,501	422	422	2,240	32	385

うち、平成 26 年ドクターヘリ出動件数 67 件

資料：消防年報

第3節 防災体制の充実

施策がめざす基本的方向

市民と行政が協力して、市民の生命、財産を守ることでできる災害に強い体制づくりを図ります。

現状と課題

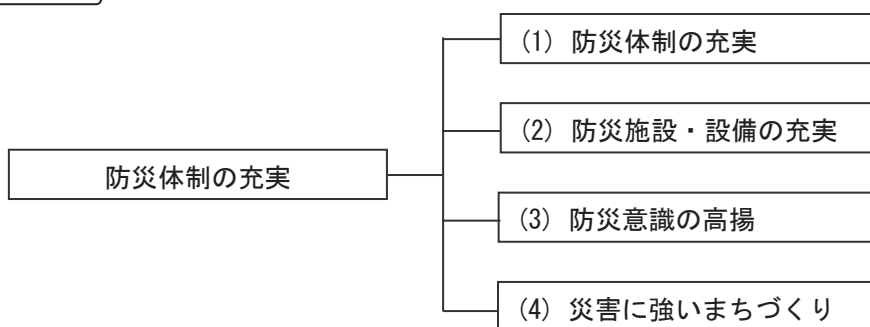
本市は、比較的地盤の安定した台地にあり大きな川や山がないため、これまで大規模な災害に見舞われたことはありません。しかし、国内各地で地震災害が発生するなか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に改めて大規模災害への対応を認識したところであり、自然災害に対する市民の意識は高まっています。

災害対策の基本となる「地域防災計画」に基づき、防災組織や緊急連絡体制などの充実に努め、避難場所の標示板の設置や、計画的な備蓄品の整備を行ってきましたが、防災用物資の備蓄は十分とは言えない状況です。「地域防災計画」の見直しを図るなかで防災備蓄倉庫や救助用の資機材を計画的に整備する必要があります。

災害時における地域の助け合いを目的に、自治会等を母体とする自主防災組織は、平成17年に1団体が結成され、翌年度には自主防災組織に対する補助金制度を創設し、現在では11団体設立していますが県内市町村と比較すると非常に少ない状況となっていることから、地域の自主防災活動を育成・支援し、市民の防災に対する意識をさらに高めていく必要があります。

一方、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊をできる限り減少させるため「減災」の視点に基づき施策に取り組むこと、また「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれが一体となって地域の防災力を向上させることが必要とされています。

施策の体系



施策の内容

(1) 防災体制の充実

市民の安全確保と防災体制の充実のため、「地域防災計画」は毎年検討を加え、必要な見直しを行います。市民の自主的な防災活動を促進するため、防災組織の育成や支援を行います。

(2) 防災施設・設備の充実

応急活動、復旧・復興活動が円滑に行えるよう、災害情報連絡体制の充実と民間事業者を含めた関係機関との連携を強化します。災害時の避難場所に指定されている施設における防災用物資等の備蓄体制を整えます。

(3) 防災意識の高揚

関係機関や市民との連携を図りながら、防災訓練を実施するとともに、防災情報の提供などを通して防災意識を高揚します。

(4) 災害に強いまちづくり

災害に強い住宅や建築物となるよう耐震化を促進します。

主な計画事業

(1) 防災体制の充実

①「地域防災計画」の確立【防災課】

災害に強いまちづくりを推進するため計画の内容を見直し、充実を図ることにより、本市の実状に沿った地域防災計画の確立に努めます。

②自主防災組織の設立支援【防災課】

地域防災力向上のため、自主防災組織の設立に向けて補助金制度を活用した支援を行います。

(2) 防災施設・設備の充実

①情報連絡体制の充実【防災課】

防災行政無線のデジタル化など情報通信機能の充実を図ります。

②防災備蓄品等の整備【防災課】

大規模災害に対応するため、指定された避難場所に災害時に必要となる物資、救助用資機材、防災備蓄倉庫などを整備します。

③ 応急物資等の確保【防災課】

災害用物資や救助用資機材の維持管理をするとともに、応急物資を確保するために関係団体等と連携を図り、優先的な供給体制の確立に努めます。

(3) 防災意識の高揚

① 防災訓練の実施【防災課】

自主防災組織の育成に繋がるよう、関係機関と連携しながら防災訓練を実施します。

② 防災情報の提供【防災課】

ホームページや広報紙への防災関連情報の提供など、様々な機会を捉え市民の防災意識を高めるよう努めます。

(4) 災害に強いまちづくり

① 建物の耐震化の促進【都市計画課】

「耐震改修促進計画」に基づき、住宅や建築物の耐震化を促進するため、住宅相談会の実施や耐震診断等の助成を行います。

第4節 防犯施策の充実

施策がめざす基本的方向

犯罪のない明るく住みよいまちづくりをめざし、関係機関と連携した犯罪の防止や地域の自主的な防犯活動を支援します。

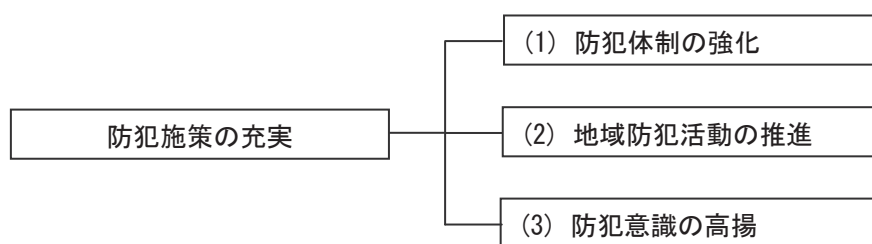
現状と課題

平成20年4月1日に「八街市安全で安心なまちづくり条例」が施行され、目的実現のために、市民をはじめとしたさまざまな主体の取組に対する支援、また地域の防犯意識の向上が図られるよう努めているところです。しかしながら、市民相互の関係が希薄になってきていることから、地域コミュニティの醸成を図り、犯罪を容易に許さない地域社会を形成することが必要とされています。

市内には八街幹部交番をはじめ5か所の警察施設があり、八街駅北側地区土地区画整理事業による幹部交番の移転に伴い、八街駅北口に駅前交番が設置されたものの、防犯に対して市民からはその充実を求める声が多くあり、パトカーによる巡回の強化などを要請していますが、加えて八街幹部交番の規模拡大による警察署への格上げを関係機関に引き続き要請し、防犯体制を強化していくことが課題となっています。

また、夜間の犯罪に対する不安解消のため防犯灯の設置を進めていますが、まだ十分とは言えない状況です。この他、犯罪を容易に許さない地域社会をつくるため自主的な防犯パトロール等を行う防犯活動団体の結成促進を図るとともに、その活動を支援し、市民、警察、行政が一体となった防犯体制の強化に努める必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 防犯体制の強化

警察署の設置、パトロールカーによる巡回の強化を関係機関に要請します。

(2) 地域防犯活動の推進

防犯活動団体の結成促進と活動を支援するほか、児童生徒の登下校時等の安全確保など、地域や学校、事業所などとの連携を図り、地域防犯活動を推進します。また、地域の要望や実状を踏まえ計画的に防犯灯の整備を進めるとともに、市内の犯罪抑止を図るため、地域の防犯ボランティア団体と連携した青色回転灯付き防犯パトロール車の活動を推進します。

(3) 防犯意識の高揚

市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、情報提供や広報・啓発活動を推進します。

主な計画事業

(1) 防犯体制の強化

①警察署設置の促進【防災課】

防犯体制の強化を図るため、幹部交番からの格上げによる警察署の設置を関係機関に要請します。

(2) 地域防犯活動の推進

①防犯活動団体の支援【防災課】

警察と連携して防犯活動団体の結成促進や活動を支援するなど、地域防犯体制を確立していくことにより、自主的な防犯活動を促進します。

②こども 110 番事業の支援【社会教育課】

こども 110 番推進協議会の活動を支援することで、児童・生徒が犯罪から身を守る「こども 110 番の家」の登録を促し、登下校時の安全確保を図ります。

③青少年犯罪の防止【社会教育課】

青少年相談員等との連携により、青少年の非行防止及び自立育成に努めます。

④防犯灯・防犯カメラの設置と適正な維持管理【防災課・関係各課】

防犯灯・防犯カメラの計画的な設置と適正な維持管理を図ります。また、既存防犯灯の LED 化に努めます。

(3) 防犯意識の高揚

①防犯運動の推進【防災課】

街頭啓発活動や広報紙、防災行政無線を利用した広報活動を行い、知識の普及・啓発に努めます。

②防犯情報の提供【防災課・学校教育課・児童家庭課】

犯罪被害に遭わないよう注意喚起するため、犯罪被害発生情報や不審者情報などは市民だけでなく、小中学校や保育園に対しても正確な情報を迅速に提供します。

◆防犯灯設置状況

区分	総数	設置件数
平成 21 年度	5,145	143
平成 22 年度	5,296	128
平成 23 年度	5,430	118
平成 24 年度	5,563	80
平成 25 年度	5,649	72
平成 26 年度	5,807	71

資料：防災課

◆犯罪の発生状況の推移（刑法犯認知件数）

区分	総数	うち窃盗犯
平成 21 年	1,310	1,006
平成 22 年	1,169	920
平成 23 年	1,039	817
平成 24 年	1,104	874
平成 25 年	1,241	982
平成 26 年	1,031	848

資料：千葉県警察本部「犯罪の概要」

第5節 消費者行政の充実

施策がめざす基本的方向

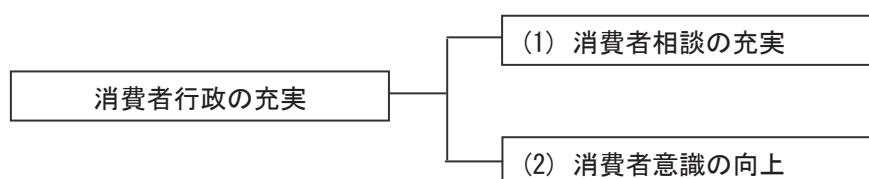
市民が安心して消費生活を送れるよう消費者対策を充実します。

現状と課題

消費生活を取り巻く環境は、サービスの多様化や情報化が進展したことにより、消費者の知識不足や情報不足によるトラブルが高齢者や若年者を中心に増加しています。こうした中、平成16年に「消費者基本法」が制定、平成21年には消費者庁が設置され、市でも消費生活苦情相談室から平成22年4月に八街市消費生活センターを設置し、関係機関と連携を図りながら更なる消費者政策の充実強化を進めているところです。

そのため今後は、市民が消費者被害を受けることのないよう消費者意識の向上を図るとともに、消費生活相談の専門性を高め、苦情相談への的確な対応に努める必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 消費者相談の充実

消費生活センター機能を充実させ、最善かつ迅速な相談対応に努めます。

(2) 消費者意識の向上

広報紙やホームページなどを活用し、商品知識やトラブル事例などの周知を図るなど消費者意識の向上に努めます。

主な計画事業

(1) 消費者相談の充実

①消費生活センターの充実【商工課】

市民が安全で、安心な消費生活を送ることができる社会づくりのために、市民の身近な相談窓口として体制強化や利用促進に取り組みます。

(2) 消費者意識の向上

①啓発活動の推進【商工課】

消費者啓発のため広報紙や冊子、また、ホームページなどを通じて、消費生活に関する情報提供を行います。

②消費者教育の推進【商工課】

消費者問題に関心を持ち、知識を深めてもらうため出前講座を行うなど学習機会を提供し、基本的知識の習得や問題意識の高揚を図ります。

三の街

めざします！健康と思いやりにあふれる街

第1節 生涯にわたる健康づくり

施策がめざす基本的方向

市民の健康管理の支援と保健サービスの充実を図り、「健康安全都市宣言」の実現に努めるとともに、地域医療体制の充実、国民健康保険制度の健全運営を図ります。

現状と課題

国においては、平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））が推進されており、健康に対する市民の関心が高まっています。生活習慣病や寝たきり予防など健康寿命の延伸を図るため、健康管理を自ら継続して行うことができるよう支援していくことが重要となっています。

本市では、医療関係機関の協力を得ながら、妊娠時から乳幼児、高齢者に至るまで、生涯を通じた保健サービスの提供、各種予防接種、健康教育、健康相談など一人ひとりの健康づくりを支援しており、平成16年には「健康安全都市宣言」を行っています。

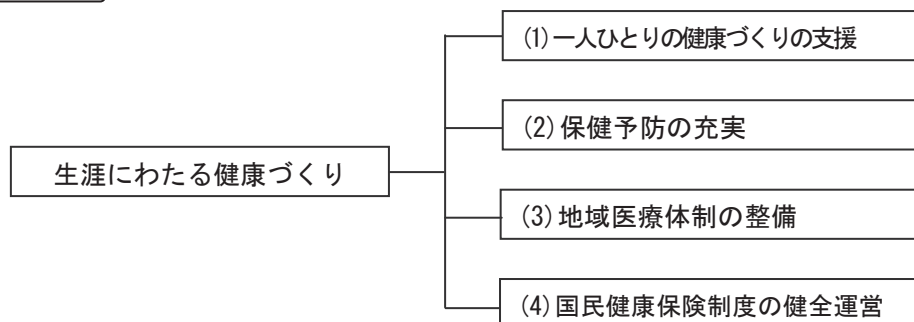
また、医療制度改革が進められ、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されるとともに、糖尿病等の生活習慣病に着目した、特定健康診査及び特定保健指導が各医療保険者ごとに行われています。八街市国民健康保険の保険者である本市においても特定健康診査等を実施しています。

母子保健については、育児に対する不安感や孤立感を持つ親が増加しているとともに、児童虐待や生活習慣の乱れなども目立っており、多方面にわたる支援が必要となっています。育児に関するさまざまな不安に対処できるよう、相談体制や情報提供を拡充するとともに、妊娠・出産から乳幼児期に至るまで一貫した切れ目のない母子の健康づくりが大切となっています。

医療体制については、佐倉市に印旛市郡小児初期急病診療所が開設されており、小児について365日体制の診療が可能となっています。また、成田市急病診療所で従来の内科・小児科に加え外科・歯科の診療が可能になるなど、より充実した診療ができるようになっています。質の高い医療サービスのニーズが高まる中、今後もかかりつけ医の重要性を啓発するとともに、医療機関の役割分担による連携の強化が求められています。

国民健康保険については、医療費の増加と保険税徴収率の低下により、厳しい運営状況が続いています。保険税の徴収体制の充実を図っていくとともに、特定健康診査等により生活習慣病の改善に向けた取組を強化し、適正な事業運営に努める必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 一人ひとりの健康づくりの支援

市民一人ひとりの自己管理による心と身体の健康づくりの普及と啓発を図り、食生活や運動、休養など生活習慣の改善を促進します。また、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため食育に取り組みます。

(2) 保健予防の充実

幼児期から高齢期に至るまでのそれぞれのライフステージに応じた健康管理の充実に努めるとともに、それぞれの疾患の特性に応じた保健予防の充実を図ります。

(3) 地域医療体制の整備

かかりつけ医の普及と地域の医療体制や高度専門機関との連携・充実を図り、在宅療養などの支援体制の強化に努めます。

(4) 国民健康保険制度の健全運営

被保険者の理解と協力のもと医療費の適正化を図り、国民健康保険制度の健全運営に努めます。

主な計画事業

(1) 一人ひとりの健康づくりの支援

①健康づくりの推進【健康管理課】

地域に根ざした健康づくりを推進するため、保健推進員の資質向上と活動強化を図ります。また、市民が自らの生活習慣や健康づくりに対する理解を深められるよう、健康相談や健康教育などを通じて健康に関する知識の普及・啓発に努めます。

②食育の推進【農政課・健康管理課・学校教育課・児童家庭課】

食育を通じて市民一人ひとりが生涯にわたって健全な食生活の実践をめざし、地域や関係団体との関わりを持ちながら、総合的に推進します。

③不妊治療対策事業【健康管理課】

不妊治療についての相談及び検査等に係る費用の一部を助成し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。

(2) 保健予防の充実

①健康増進事業【健康管理課】

各種がん検診の実施により、疾病を早期発見し、適切な治療や生活習慣が改善できるよう努めます。

②母子保健事業【健康管理課】

「八街市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産、乳幼児期まで切れ目のない健康づくりを推進し、子育てに関する不安や軽減を図り、乳幼児の発達・発育を確認しながら、早期から継続的に支援します。また、未熟児養育医療制度に基づき未熟児の入院治療にかかる医療費の助成を行い、健康の保持及び増進を図ります。

③予防接種の実施【健康管理課】

かかりつけ医などによる個別接種を推進し、正しい理解に基づく安全な予防接種を実施するとともに、接種率の向上に努めます。

④後期高齢者健康診査【健康管理課】

疾病の予防、生活習慣病の早期発見により健康の保持・増進、ひいては生活の質の向上を図ります。

(3) 地域医療体制の整備

①医療機関の連携【健康管理課】

信頼できる身近なかかりつけ医による一次医療と専門性の高い二次医療の病診連携を促進します。

②救急医療体制の充実【健康管理課】

初期医療から、高度・専門医療にいたる救急医療について、多様な医療ニーズに対応した救急医療体制の充実を図ります。

③子ども医療対策事業【健康管理課】

医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と子育て支援体制の充実を図ります。

(4) 国民健康保険制度の健全運営

① 特定健康診査等の推進【国保年金課】

生活習慣病に着目した特定健康診査を実施し、生活習慣病の予防を目指し受診率の向上を図るとともに、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍と診断された人を対象に特定保健指導を行い、生活習慣の改善に向けた支援に努めます。

② 医療費の適正化【国保年金課】

レセプト（診療報酬明細書）の点検事務を的確に行い、医療費の適正化を図ります。

◆ 幼児検診の状況

1歳6か月児

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者	575	534	511	489	426	408
受診者	510	483	449	438	374	369
受診率(%)	88.7	90.4	87.9	89.6	87.8	90.4

3歳児

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者	551	558	571	491	524	486
受診者	490	464	497	429	444	431
受診率(%)	88.9	83.2	87.0	87.4	84.7	88.7

資料：健康管理課

◆ 各種検診の状況

(平成26年度)

区分	結核健康診査	胃がん検診	大腸がん検診	子宮頸がん検診	肺がん検診	乳がん	
						超音波	マンモグラフィ
対象者	21,031	21,031	21,031	16,372	21,031	14,893	
受診者	4,668	3,390	6,407	1,521	4,668	1,457	3,975
受診率(%)	22.2	16.1	30.5	18.8	22.2	36.5	

(※子宮頸がん検診は、隔年検診のため当該年度及び前年度の受診者数を基に受診率を算出)

資料：健康管理課

◆ 国民健康保険事業の状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
世帯数	14,116	14,168	14,325	14,426	14,413	14,293
被保険者数	27,952	27,863	28,214	28,070	27,518	26,610
保険給付額(千円)	5,020,556	5,396,624	5,831,255	6,125,281	6,202,991	6,401,202
人口	76,629	76,132	75,441	74,623	73,956	73,220
加入率(%)	36.48	36.60	37.40	37.62	37.21	36.34
1人あたり給付額	179,614	193,684	206,680	218,215	225,416	240,556

資料：国民健康保険の概要

第2節 地域で支えあう福祉の推進

施策がめざす基本的方向

地域で安心して生活できるよう市民みんなで支えあう福祉のネットワークを構築します。また、支援を必要とする世帯の自立を促進し、生活の安定に努めます。

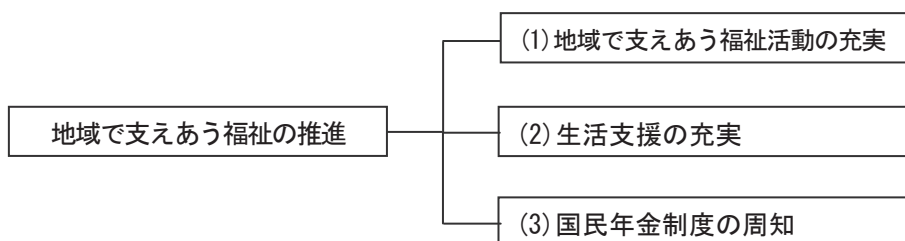
現状と課題

核家族化や少子高齢化、価値観の多様化などにより、地域社会のつながりが弱まり、相互扶助の意識が希薄化するなど、地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このため、地域福祉を推進していくためには、地域の絆を再構築していくことが重要となります。また、多様化する福祉ニーズに対応するためには、市民、地域、事業者、関係団体、行政の協働により、きめ細やかで総合的な福祉サービスを提供する地域福祉の仕組みづくりを促進することが必要となっています。

企業のリストラや高齢化の進展などにより、本市の生活保護世帯は年々増加しています。景気の低迷などにより、求人数は減少し、高齢であることや疾病を抱えていることなどで、就労が難しくなっています。支援の必要な世帯に対してすみやかに保護を行い、生活を保障するとともに、自立に向けた指導、支援を強化し、生活保護の適正な実施に努める必要があります。

国民年金については、安心かつ自立して老後を暮らせるための社会的仕組みとして大きな役割を担っていることから、年金制度への理解と関心を高めるため、年金相談や広報などで普及活動を行っています。しかし、少子高齢化が進み、受給世代の増大と現役世代の負担が大きな問題となり、長期的に制度を維持するために給付と負担の見直しがされています。今後は年金制度の動向を注視しながら制度の理解や周知とともに、年金未加入者の防止などの対策をさらに推進していくことが必要です。

施策の体系



施策の内容

(1) 地域で支えあう福祉活動の充実

社会福祉協議会の活動支援やボランティア団体、NPO法人などの育成に努めるとともに、地域での支えあいや安心して暮らせる地域社会の構築など地域福祉活動を推進します。また、社会福祉協議会との連携により各地区で行われている小地域ネットワーク活動を支援します。

(2) 生活支援の充実

生活保護の適正実施とともに、民生委員・児童委員や関係機関との連携に努め、相談・指導の充実を図ります。

(3) 国民年金制度の周知

関係機関との連携を図りながら、国民年金制度についての情報提供や相談などを行い、未加入の防止に努めます。

主な計画事業

(1) 地域で支えあう福祉活動の充実

①地域福祉活動の育成、支援【社会福祉課】

社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を推進するボランティア団体、NPO法人、民生委員・児童委員などを通じて地域の課題を把握し、行政と一体となって地域福祉の向上に努めます。また、自治会や町内会、民生委員・児童委員などと連携した地区社会福祉協議会による友愛訪問、給食サービスなどの見守り活動や援助活動を展開する小地域ネットワーク活動を支援します。

②社会福祉協議会の活動支援【社会福祉課】

市民や関係機関の参加、協力のもと地域の福祉増進に取り組む社会福祉協議会の活動を支援します。

③福祉ボランティアの育成【社会福祉課】

民間団体やボランティアの発掘・育成に努め、自主的かつ継続的に活動を展開できるよう基盤整備を推進します。

④心配ごと相談の実施【社会福祉課】

生活上の悩みごと、心配ごとを持った市民の相談に応じ、適切な助言や指導を行います。

⑤ノーマライゼーション理念の普及【全庁】

すべての人が平等に扱われ、地域社会で日常生活が送れるという考え方の普及を図り、具現化に努めます。

(2) 生活支援の充実

①自立のための就労促進【社会福祉課】

生活困窮に陥らないよう改善に向けた支援を行うとともに、職業安定所など関係機関と連携し就労促進に努めます。

②相談・指導の充実【社会福祉課】

個々の事情や状況に応じた適切な助言指導を行うため、関係機関や民生委員・児童委員との連携に努め、業務の充実を図ります。

(3) 国民年金制度の周知

①未加入の防止【国保年金課】

国民年金制度の情報提供や相談業務の充実を図り、未加入の防止に努めます。

第3節 笑顔あふれる子育てへの支援

施策がめざす基本的方向

安心して子どもを産み、育てることができるよう子育てのしやすいまちづくりを進めます。

現状と課題

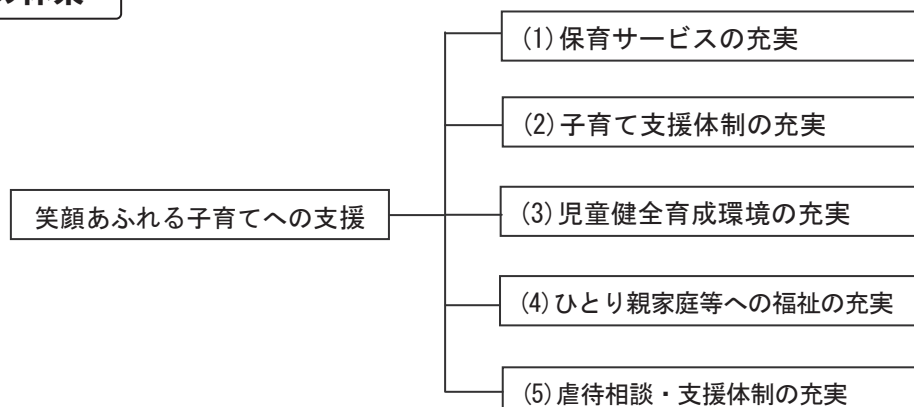
急速な少子化の進行、核家族化や共働き家庭の増加など子育てを取り巻く環境の変化、保育の量の不足による待機児童問題、保育ニーズの多様化などにより、家庭や地域における養育機能が低下し、育児に対する不安感や孤独感を持つ親が増加しています。このような現状のなか、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、また、これら2法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から開始となり、本市でも子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「八街市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この事業計画に基づき子育て支援サービスや多様な保育サービスの充実、児童クラブや放課後子ども教室の整備など諸施策を推進していますが、少子化傾向にあるものの保育園では依然として0～3歳児を中心に待機児童がいることから、多様な保育ニーズに対応した計画的な保育園の整備・充実と待機児童の解消、子育て家庭に対する総合的な相談体制の充実や身近な遊び場の確保など保育の質的充实在が求められています。

また、人口減少社会の進展に伴い、本市における対象児童の数も減少傾向にあることから、将来を見据えた保育園の民営化などについても検討していく必要があります。

ひとり親家庭等は年々増加傾向にあり、生活の中に多くの問題を抱えている場合が多く、経済的だけでなく精神的にも不安定な状況にあることなどから、ひとり親家庭等への精神的支援や生活の安定を図るための支援が重要となっています。このため、相談・援助体制の充実とともに、就労支援を強化し、自立に向けた支援体制を整備する必要があります。また、児童虐待や配偶者からの暴力による子どもへの影響が問題となっており、多様な家庭環境に合わせた支援が求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応できるよう保育サービスや保育環境の整備を図ります。

(2) 子育て支援体制の充実

子育て支援センターやおよこサロンなどの支援体制や機能を充実し、子育てに関する相談や情報提供に努めるとともに、出産・子育てなどの悩みや不安解消のための交流の場としていきます。

(3) 児童健全育成環境の充実

児童クラブや放課後子ども教室の充実をより一層図ります。また、子どもの居場所となり、活動拠点となる施設の整備について検討します。

(4) ひとり親家庭等への福祉の充実

ひとり親家庭等への相談体制・援助体制を充実し、自立を支援します。

(5) 虐待相談・支援体制の充実

児童虐待の予防や早期発見、早期対応を図ります。

主な計画事業

(1) 保育サービスの充実

①保育園施設の整備【児童家庭課】

多様化する保育ニーズに対応するため、計画的な施設の整備を図り、安全性の確保に努めます。

②多様な保育サービスへの対応【児童家庭課】

一時預かり、延長保育など保護者の就業形態に対応した保育園の多機能化に努めます。また、保育内容の充実や保育士などの資質向上に努めます。

(2) 子育て支援体制の充実

①子育て支援センターの充実【児童家庭課】

子育ての不安・悩みなどの相談や子育て親子の交流の拠点となる子育て支援センターの利用を促進し、機能の充実を図ります。

②ファミリーサポートセンターの充実【児童家庭課】

地域における育児の相互援助を推進し、緊急時の預かりなど援助希望者ニーズへの対応を図ります。

③おやこサロンの充実【児童家庭課】

妊娠・出産、子育て中の親が抱く悩みや不安を気軽に相談する場所、また、同じ子育て中の親子との交流の場所を提供し、子育てしやすい環境の充実を図ります。

④病後児保育事業【児童家庭課】

保護者の就労と育児の両立を図るため、病気回復期の集団保育が困難な時期に、一時的に保育所とは別の専用施設へ預けられるよう、実施に向けた検討をします。

⑤子育て短期支援事業【児童家庭課】

保護者の疾病などにより家庭において一時的に児童の養育が困難な場合などに、一時的に養育や保護が行えるよう、実施に向けた検討をします。

⑥経済的支援の周知【児童家庭課】

子育てにかかる経済的負担を軽減できるよう、児童手当の支給などの周知を図ります。

(3) 児童健全育成環境の充実

①児童クラブの充実【児童家庭課】

児童クラブの運営や事業内容の充実を図り、保育環境の整備に努めます。

②子どもの活動拠点の確保【児童家庭課】

子どもが自由に遊べ、居場所としても活用できる子育て支援機能を併せ持つ施設の整備を検討します。

(4) ひとり親家庭等への福祉の充実

①自立への支援【児童家庭課】

ひとり親家庭等の生活安定と子どもたちの健全育成を図るために、関係機関と連携して相談体制や就労支援の充実を図ります。

②経済的安定への支援【児童家庭課】

自立した生活を送ることができるように、児童扶養手当や医療費助成などの経済的支援を図ります。

(5) 虐待相談・支援体制の充実

①相談・支援体制の充実【児童家庭課】

児童虐待の予防や早期発見、早期対応を図ることを目指し、児童虐待への社会的関心を高めるため、市民に対する啓発活動を推進するとともに、要保護児童等対策地域協議会を中心とした組織的な支援体制や連携の充実を図ります。

◆出生数及び出生率の推移

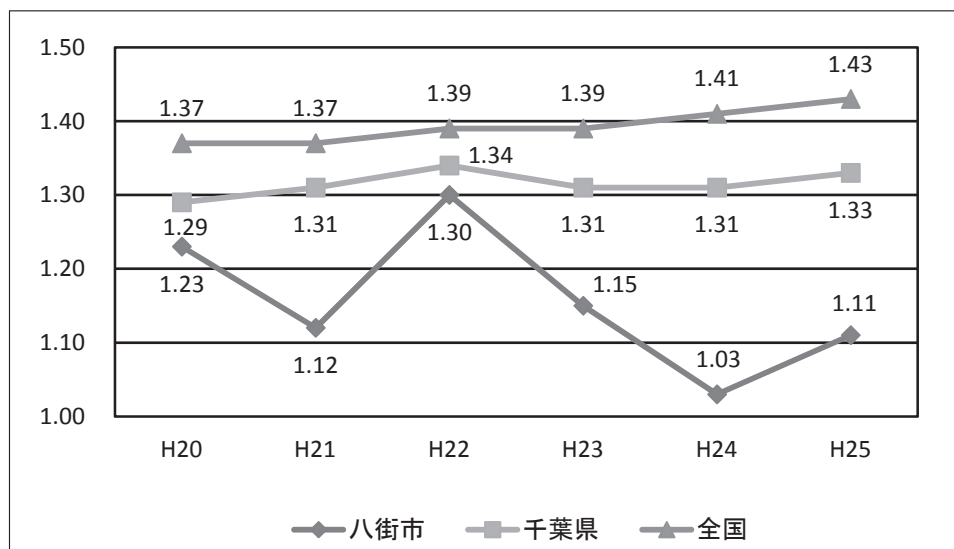
	区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
八街市	出生数 (人)	483	504	453	391	414
	出生率 (%)	6.4	6.9	6.1	5.3	5.7
千葉県	出生数 (人)	51,839	51,633	50,379	48,881	48,343
	出生率 (%)	8.6	8.4	8.2	8.0	7.9
全国	出生数 (人)	1,070,025	1,071,306	1,050,698	1,037,231	1,029,816
	出生率 (%)	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2

※出生率は人口千人あたりの出生数

資料：印旛保健所事業年報

◆合計特殊出生率の推移

区分	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
八街市	1.23	1.12	1.30	1.15	1.03	1.11
千葉県	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43



資料：印旛保健所事業年報

◆保育園の状況

(平成26年4月1日)

区分	定員	入所数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
八街保育園	190	166	5	17	24	37	43	40
実住保育園	140	133	3	18	24	29	30	29
朝陽保育園	160	161	8	16	24	30	42	41
交進保育園	140	109	2	12	18	26	29	22
二州第一保育園	70	62	2	6	8	12	16	18
二州第二保育園	70	61	2	6	11	9	19	14
風の村保育園	60	61	6	8	12	13	11	11
かいたく保育園	66	69	5	12	13	15	16	8

資料：児童家庭課

第4節 生きがいに満ちた高齢者福祉の充実

施策がめざす基本的方向

高齢者が生きがいを持ち、安心して元気に暮らせるよう、生きがいづくり、就労、介護保険サービスの充実などを図ります。

現状と課題

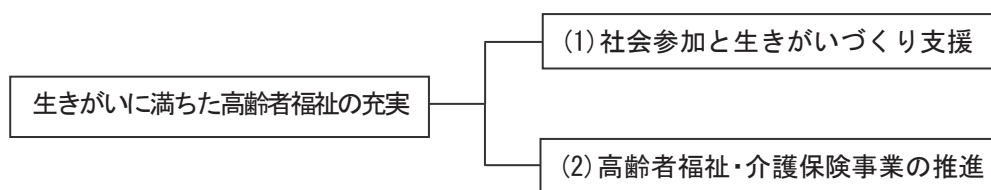
本市の高齢化率は、平成22年の国勢調査で19.7%、千葉県では21.5%となっており比較すると県平均よりも下回っていますが、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えており、住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らすことへの対応が求められています。

市内には老人福祉センター及び老人憩いの家があり、趣味や憩いの場として多くの高齢者に利用されています。また、シニアクラブでは、さまざまな活動を通じた生きがいづくりを行っていますが、近年、会員数が減少傾向にあり、会員数の増強を図るとともに、新たな活動団体の育成や独自で活動できる組織づくりが課題となっています。

今後は、高齢者のニーズを把握しながら、健康づくりを含めた活動機会の提供や世代間交流の場だけでなく、高齢者の外出は社会に様々な効用をもたらすことから、外出支援策についても拡充する必要があります。

「八街市高齢者福祉計画」に基づき地域福祉活動への参加促進、健康づくりや介護予防事業に参加しやすい環境づくり、市民への保健・福祉、介護サービスなどの周知徹底を重点課題に施策の推進を図っています。高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心していきいきとした生活を送れるよう、介護予防の充実に加え、地域包括ケアシステムの構築と、行政・市民・地域（区・自治会）・企業等が協働し「自助・共助・公助」の考えに基づき、高齢者一人ひとりの権利を尊重した施策を推進することが求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 社会参加と生きがいがづくり支援

高齢者が心に張りのあるいきいきとした生活が送れるよう、シニアクラブ等による仲間づくりやシルバー人材センター等による就労を支援します。また、健康づくりや生きがいがづくりのため、高齢者の知識や経験を生かしたサークル活動や世代間交流を支援します。

(2) 高齢者福祉・介護保険事業の推進

「八街市高齢者福祉計画」に基づき、各種施策を実現するため、市民の皆さんと協力して取り組みます。また、介護が必要となっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

主な計画事業

(1) 社会参加と生きがいがづくり支援

① 高齢者の社会参加活動・生きがいがづくりへの支援

【高齢者福祉課・老人福祉センター・スポーツ振興課・社会教育課・中央公民館】

シニアクラブや高齢者グループへの支援のほか、スポーツ・レクリエーションやボランティア活動、世代間交流などに参加できるよう、より多くの情報と場の提供をします。また、シニアクラブの自立を促進します。

② 高齢者の就労支援【商工課】

能力と経験を併せ持つ高齢者の就労機会の確保を図るため、シルバー人材センターなどへの活動を支援します。

(2) 高齢者福祉・介護保険事業の推進

① 高齢者福祉サービス【高齢者福祉課】

高齢者世帯が安心して在宅で生活できるよう配食サービスや緊急通報装置の普及などを図ります。

② 一般介護予防事業【高齢者福祉課】

高齢者を年齢や心身の状況等で分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる住民主体の介護予防活動を地域に展開していけるよう取り組みます。

③ 介護保険事業【高齢者福祉課】

自立支援のため、身体機能の維持や重度化の防止を図り、生活機能を向上させるための介護予防を推進します。

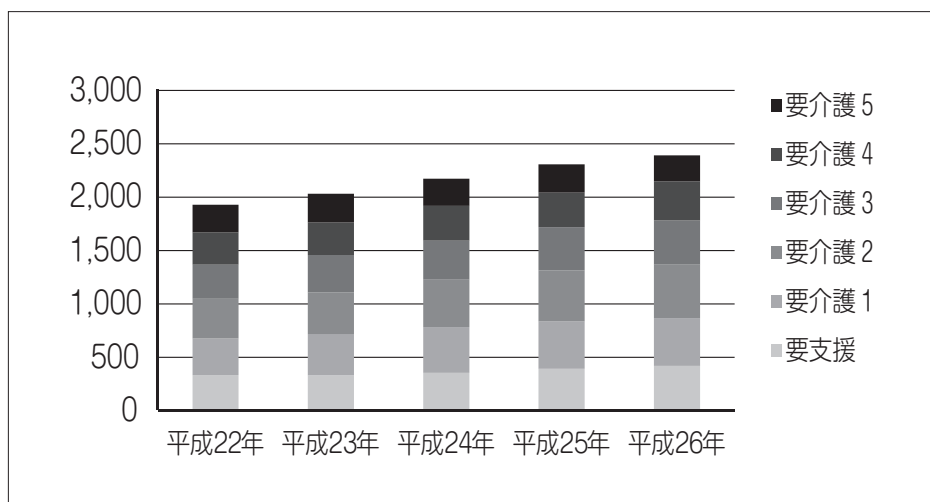
利用者ニーズの変化に対応したサービスの供給体制の充実を図りながら、サービスの質の確保・向上を図ります。

介護保険事業についての広報・啓発活動を強化し、健全な運営に努めます。

④地域包括ケアシステムの構築【高齢者福祉課】

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

◆介護保険事業状況



(各年3月31日)

区分	認定者数						
	合計	要支援又は 要支援1・2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成22年	1,922	329	342	372	318	302	259
平成23年	2,025	326	386	389	351	304	269
平成24年	2,166	348	429	444	365	326	254
平成25年	2,300	387	443	477	405	323	265
平成26年	2,384	414	447	500	414	365	244

資料：高齢者福祉課

◆シニアクラブの状況

(各年3月31日)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
クラブ数	47	47	46	46	36
会員数	1,817	1,853	1,830	1,830	1,629

資料：老人福祉センター

◆高齢人口（65歳以上）の推移

(各年4月1日登録人口)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
65歳以上	14,285	14,568	15,221	16,165	17,093
うち75歳以上	5,588	5,817	6,090	6,423	6,701

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口

第5節 めくもりのある障害者福祉の充実

施策がめざす基本的方向

ノーマライゼーション理念の普及を推進し、市民の理解と地域での支え合いにより、障害のある人の社会参加と自立を進めます。また、在宅サービスを充実し、地域での生活支援体制づくりを進めます。

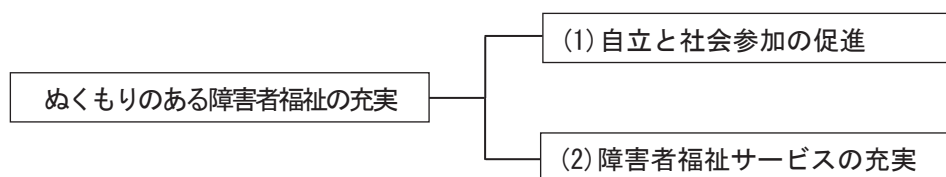
現状と課題

本市における障害者手帳の所持者は、平成26年3月末現在、身体障害者手帳2,340人、療育手帳600人、精神障害者保健福祉手帳382人であり、高齢者世帯における障害者の増加などから、いずれも増加しています。

平成18年に施行された「障害者自立支援法」は、平成25年から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められ、本市ではこれを踏まえた「八街市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定し、推進しています。この計画に基づき、保育・教育・学習の充実、就労機会の拡充、地域生活支援事業による支援の充実などに努めていますが、福祉サービスの事業形態が大きく変化するなかで、障害のある人の自立を促すだけでなく、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい支援を総合的に行うことが求められています。

一方、地域の福祉活動は、社会福祉協議会やボランティア団体、NPO法人などにより行われており、現在、障がい者団体連絡協議会を中心に、活発な活動が行われていますが、さらに民間団体やボランティアの育成を進めるとともに、障害者団体の活動を支援する必要があります。また、障害のある人との交流の機会や福祉教育、広報活動を通じて、障害のある人に対する市民の理解を深めることが重要です。

施策の体系



施策の内容

(1) 自立と社会参加の促進

障害のある人の安定的な福祉的就労を支援するとともに、ノーマライゼーション理念の普及に努め、市民との交流や、文化・スポーツなど多様な活動に参加できる体制づくりを進めます。

(2) 障害者福祉サービスの充実

「障害者総合支援法」の制度内容の周知・普及を図るとともに、「八街市障害者基本計画・障害福祉計画」に基づき、保健・医療、福祉、介護、教育などが連携した障害福祉サービスの充実に努めます。

主な計画事業

(1) 自立と社会参加の促進

①相談活動の充実【障がい福祉課】

障害福祉推進のためのネットワークである地域自立支援協議会の運営強化に努め、相談支援体制の充実に努めます。

②就労の支援【障がい福祉課】

就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉的就労の場の提供や充実に努めるとともに、ジョブコーチによる支援やハローワークなどと連携し、民間企業への啓発などにより雇用の促進に努めます。

③多様な活動への参加【障がい福祉課】

障害者団体の育成を図るとともに、障害のある人に対する理解や社会参加を支援するため、市民との交流や文化・スポーツなど多様な活動への参加を促進します。

④保育・教育・学習の充実【障がい福祉課・つくし園】

障害のある子どもの実態に応じた保育・教育を充実させるとともに、生涯学習活動の推進を図ります。

(2) 障害者福祉サービスの充実

①福祉サービスの充実【障がい福祉課】

「障害者総合支援法」の制度内容を周知するとともに、理解や普及に努め、実態に応じた適切な障害者福祉サービスの充実に努めます。

②相談体制の充実【障がい福祉課】

成年後見制度や権利擁護事業による支援に努めるとともに、緊急時など相談に対応できるよう、中核地域生活支援センターや地域包括支援センターなどと連携を図りながら、広域的な利用を促進します。

③経済的支援の充実【障がい福祉課】

特別障害者手当や障害児福祉手当など各種手当制度や貸付・割引制度等の周知を徹底するとともに、経済的負担の軽減が図られるよう利用促進に努めます。

四の街

めざします！豊かな自然と共生する街

第1節 緑の保全と創出

施策がめざす基本的方向

豊かな自然を次の世代に継承できるよう、市民参加による自然環境の保全と再生に努めるとともに、自然とふれあえる場の創出に努めます。また、魅力ある公園整備と公園管理の充実を図ります。

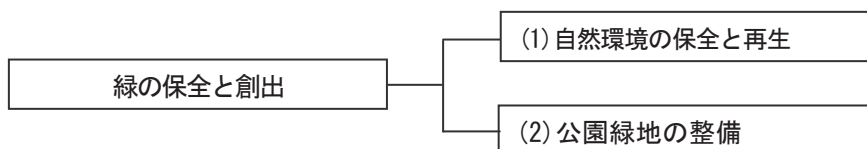
現状と課題

本市は、緑や里山、谷津田など豊かな自然が多く、このことについては、多くの市民がよいところとして認めています。しかし、宅地化の進展などにより、緑や農地が減少するなど身近な自然環境は大きく変わっています。平地林や里山の保全などとともに豊かな自然とふれあえる場を提供し、自然に対する関心を高めていくことが課題となっています。

公園や緑地は、市民の憩いの場であるとともに環境保全や避難場所などさまざまな機能を持ち、快適なまちづくりに欠かせないものですが、市民一人あたりの都市公園面積は0.75㎡にとどまっています。公園や憩いの場の不足が指摘されており、自然を生かした市民の憩いの場の整備を進めていく必要があります。

既設公園については、その特徴を生かしながら、世代を超えて利用できる公園となるよう施設の改修などを行う必要があります。なお、公園を利用する人が増えているなか、市民に親しまれる公園づくりに向けた取組が求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 自然環境の保全と再生

宅地化の進展に伴い緑地が減少していることから、緑地の保全とともに緑を守ることの大切さについて理解が進むよう、啓発活動を推進します。また、市民と行政が連携して自然とのふれあいの場や自然と親しみながら学習することのできる機会を拡充します。また、民間活力や市民活動による公園整備等についても検討します。

(2) 公園緑地の整備

緑地の適正な保全や計画的な公園緑地の整備・充実を図ります。また、地域で愛される公園となるよう市民とともに公園管理を進めます。

主な計画事業

(1) 自然環境の保全と再生

①森林の再生【農政課】

サンプスギ溝腐病被害林の再生事業などにより、森林の適正な整備や管理を行い、森林の公益的機能の回復を図ります。

②里山の保全・再生活動の支援【農政課】

多面的な価値を持つ里山の保全・再生に向けた自主的な市民活動を支援し、自然観察などできる環境づくりに努めます。

(2) 公園緑地の整備

①公園整備・管理の充実【都市整備課】

公園などの施設や遊具の更新整備や管理を進めるとともに、市民ボランティアなどの協力を得ながら地域に愛され、市民に親しまれる公園づくりの充実に努めます。

②緑化の推進【農政課・都市整備課】

市民の緑化意識の向上と平地林など市街地における緑地の保全を図ります。

◆都市公園の状況

区分	公園種別	地区名	面積 (㎡)
八街中央公園	近隣公園	一区	16,722.54
けやきの森公園	近隣公園	三区	13,264.66
榎戸第1児童公園	児童公園	泉台	6,404.30
榎戸第2児童公園	児童公園	泉台	3,398.27
榎戸第3児童公園	児童公園	泉台	2,345.48
榎戸第4児童公園	児童公園	泉台	1,052.97
榎戸第5児童公園	児童公園	泉台	1,257.63
榎戸第6児童公園	児童公園	泉台	1,001.45
みどり台第1児童公園	児童公園	みどり台	2,527.00
みどり台第2児童公園	児童公園	みどり台	3,194.00
みどり台第3児童公園	児童公園	みどり台	1,732.00
芝のまきば公園	児童公園	三区	1,232.51
森のいずみ公園	児童公園	三区	1,141.75

資料：都市整備課

第2節 生活環境の整備

施策がめざす基本的方向

定住を促進する質の高いゆとりある住宅の供給を誘導するとともに、「住生活基本計画」に基づき良質な住宅、住宅地の整備・充実を図ります。居住環境の向上のため安全で良質な上水の安定的な供給、公共下水道の整備、水洗化の促進などを図るとともに、安全なまちづくりに向けて雨水対策を推進します。また、公害の発生を未然に防止するとともに、公害が発生した場合においては、早期対応、早期解決を図ります。

現状と課題

本市は戸建て住宅の多いまちですが、宅地は小規模なものが多く、畑地の転用による小規模住宅開発によりスプロール化が起こっており、都市基盤整備の遅れの原因のひとつとなっています。そのため、民間の宅地開発については、宅地開発指導要綱などにより適正指導を行い、良好な住宅地の整備を誘導する必要があるとともに、ゆとりある区画の住宅を供給したり、緑のある街並みを創出することにより、市民の定住を促進することが課題となっています。

市営住宅は市内に8か所、441戸を管理していますが、老朽化が進んでいるところが多く、改修が必要となっています。県営住宅や民間賃貸住宅の現状、また、高齢化の進行によりひとり暮らしの高齢者が増加しつつあることなどを踏まえ、今後の市営住宅のあり方を検討する必要があります。また、市内においては空き家が増加している中、危険建物や環境問題に発展する可能性があることから、早急に空き家対策を進める必要があります。

上水道については、市全域への給水をめざし拡張事業を推進してきていますが、平成26年現在の普及率は55%となっています。今後も引き続き拡張事業を進めていくことが求められていますが、石綿セメント管の敷設替えや老朽化した配水場の更新が緊要の課題となっており、先行してこの対応をすることが急務となりますが、そのためには、多大な経費もかかることから、必要な財源の確保や経費削減、事業の見直しなどを行い、健全な財政経営を行っていくことが必要です。また、引き続き長期的な視点に立った水源の確保とともに、節水意識を高め、安定した水の供給に努める必要があります。

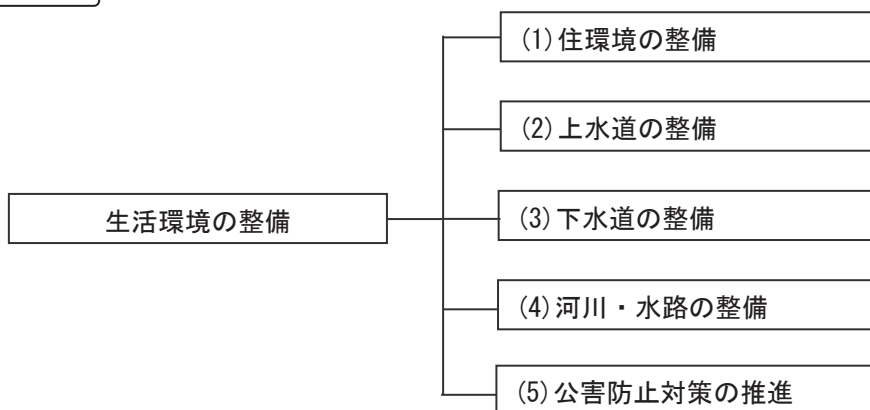
下水道については、「公共下水道基本計画」に基づき、将来市街化が予想される地域において整備することを目標に進めています。しかし、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めていないことから、市内全域に宅地が点在し、効率的に整備が進まない状況にあり、平成26年現在の普及率は27%にとどまっています。今後の施設整備においては、費用対効果や現行の料金体系などを検証し、持続可能な財政経営を推進していくことが求められます。下水道計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進しており、清潔で快適な環境を整えていく必要があります。

し尿処理については、印旛衛生施設管理組合において処理されており、今後も、収集運搬許可業者への適正な指導に努め、円滑な収集を進める必要があります。

雨水対策については、市内では大雨の際に各所で冠水が生じ、宅地化の進行に伴い、その頻度が高まっていることから、早期の改善が求められています。宅地等の冠水被害を解消するため、計画的な排水施設の整備を効率的に進める必要があります。また、開発行為などの排水施設整備に対して指導を強化することも必要です。

公害については、騒音や悪臭、生活排水による水質汚濁等への対策を強めていく必要があります。公害防止についての市民意識を高めるとともに、環境調査の実施により実態の把握に努め、発生源に対しては、適切な改善指導に努めていくことが課題となっています。

施策の体系



施策の内容

(1) 住環境の整備

良質な民間住宅の誘導を通じて良好な居住環境を形成し、市営住宅の住環境向上に努めるとともに、空き家対策を推進します。

(2) 上水道の整備

水道水の安定供給を図るため、水源の安定確保に努めるとともに、老朽化に対応した配水管や配水場の更新を計画的に行います。また、普及率の向上と節水意識の高揚を図ります。

(3) 下水道の整備

公共下水道の整備を進めるとともに、「汚水適正処理構想」に基づき、地域特性に応じた汚水処理施設の整備を促進します。また、印旛衛生施設管理組合での効率的なし尿処理を進めます。

(4) 河川・水路の整備

雨水対策については、計画的な河川・水路、雨水排水施設の整備を進めるとともに、並行して公共施設への浸透舗装、浸透柵などの流出抑制施設の整備を進めます。また、開発行為などでは、雨水調整池、浸透管などの浸透施設の設置を促進します。

(5) 公害防止対策の推進

騒音、悪臭、水質汚濁等の監視を行い、発生源に対しては適正な管理や改善の指導を行います。

主な計画事業

(1) 住環境の整備

① 良質な民間住宅供給の誘導【都市計画課】

良好な住環境の整備を図るため、宅地開発指導要綱に基づき規制や適正指導などを行います。

② 住宅施策の促進【都市計画課】

住宅の機能を向上し、安心して暮らせる居住環境の確保を図るため、住宅リフォーム助成など住宅施策の促進を図ります。

③ 空き家対策の推進【都市計画課・関係各課】

空き家実態調査を実施することにより、市内の空き家状況を把握し、必要な空き家対策を推進します。

④ 空き家バンク制度の活用【企画課】

空き家バンク制度における登録者の増加を図り、空き家の有効活用を推進します。

(2) 上水道の整備

① 配水管の更新【水道課】

老朽化した石綿セメント管の更新を計画的に推進します。

② 配水場の更新【水道課】

老朽化した配水場の設備などの更新を計画的に推進します。

(3) 下水道の整備

① 公共下水道（污水）の整備【下水道課】

「公共下水道基本計画」に基づき、面整備（枝線整備）の計画的な推進を図ります。

②合併処理浄化槽設置の促進【環境課】

公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するため、転換費用の一部を補助します。

(4) 河川・水路の整備

①排水対策事業【下水道課・道路河川課】

大池排水区（八街駅周辺市街地）の浸水を防除するため、公共下水道（雨水）事業を推進します。また、冠水被害の解消を図るため流末排水路の整備を推進します。

(5) 公害防止対策の推進

①河川水質調査等の実施【環境課】

河川水質調査及び地下水の水質検査を実施し、飲用井戸水への指導などを行います。

◆上水道給水人口と配水量

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給水人口	38,634	39,127	38,828	38,924	38,482	38,217
普及率(%)	51.70	53.50	53.70	54.40	54.30	54.50
年間配水量(m ³)	4,524,688	4,538,901	4,207,896	4,292,098	4,407,220	4,179,356
日平均配水量(m ³)	12,396	12,435	11,496	11,759	12,075	11,450

資料：水道課

◆下水道普及状況

(平成26年3月31日)

全体計画 (目標年次：平成29年)		都市計画	処理区域	処理区域内	普及率(処理区域内)
計画区面積	計画区域人口	決定面積	面積	人口	人口/行政人口
1030 ha	35,300 人	594 ha	436 ha	19,977 人	27 %

資料：下水道課

◆下水道普及状況

(平成26年3月31日)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
区域内人口(人)	19,722	19,569	19,571	19,571	19,977

資料：下水道課

第3節 循環型社会の推進

施策がめざす基本的方向

市民、事業者、行政が連携協力のもと、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築を目指すとともに、環境と共生する地域づくりを推進します。

現状と課題

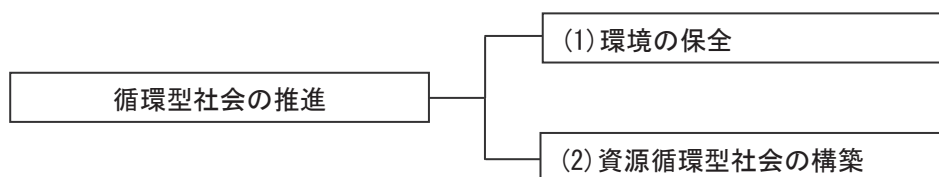
人口の増加や生活様式の変化などにより、ごみの量は年々増加し、種類も多様化しています。本市ではごみの分別収集、減量化に努め、再利用、再資源化を進め、平成21年度からは、これまで埋め立てていたプラスチックごみの分別収集を開始しています。市民の協力のもと分別収集を徹底し、環境の負担の軽減にもつながる循環型社会の構築に取り組むとともに、家庭ごみ処理の有料化についても検討する必要があります。

クリーンセンターにおける焼却炉については老朽化が進み、維持補修費が増加してきていることから、計画的な炉の修繕が求められています。また、一般廃棄物最終処分場については、処理容量も念頭に置き、今後の処分場について検討を進める必要があります。

地球温暖化、オゾン層の破壊など環境問題は大きな課題となっています。環境問題については、市、事業者、市民が環境について考え、行動することが重要であることから、環境保全意識の向上に努めていく必要があります。

不法投棄については、不法投棄監視員や民間委託により監視を行っていますが、空き地や山林などでの不法投棄が後を絶ちません。警察と連携を図り、看板設置などを進めていく必要があります。また、道路などへのごみの投げ捨ても多く、美観を損ねています。ごみの投げ捨てへの監視を強め、市民による清掃活動や環境美化運動を促進し、清潔で美しいまちの実現に取り組む必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 環境の保全

市、事業者、市民が環境保全の大切さを理解し、環境にやさしい生活への転換が図られるよう環境保全意識の啓発に努めます。

快適な生活環境の確保に向けて、地域や各種団体との連携を図りながら、不法投棄の防止やごみゼロ運動などの環境美化活動や啓発活動を推進し、環境美化についての市民意識の高揚に努めます。

(2) 資源循環型社会の構築

市民、事業者、行政の役割分担と連携により、ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）、さらにはごみの発生源を押さえる（リフューズ）を加えた4Rの取組を促進し、燃やさないごみ行政を目指します。

主な計画事業

(1) 環境の保全

①環境保全活動の推進【環境課】

地球温暖化対策実行計画に基づき本市の事務事業全般について温暖化防止対策など環境保全活動を推進します。

②環境保全意識の向上【環境課】

本市が作成する「環境白書」を公表するとともに、市内小中学生を対象に環境保全ポスターコンクールを実施し、市民の環境保全に対する理解や意識の高揚を図ります。

③不法投棄の防止【環境課・クリーンセンター】

市民・事業者などがそれぞれの責務を果たすよう周知徹底を図るとともに、行政、警察、地域住民、不法投棄監視員が連携して、未然防止や早期発見など不法投棄の防止に努めます。

(2) 資源循環型社会の構築

①分別収集の徹底【クリーンセンター】

市民の協力のもと資源ごみの分別を徹底し、資源化を有効に行うため啓発活動と指導に努めます。

②資源回収の推進【クリーンセンター】

資源ごみの回収を行う資源回収実施団体を支援し、市民のリサイクル意識や省資源化意識の高揚を図ります。

③資源化の推進【クリーンセンター】

廃棄物減量や資源化の促進を図るため、家庭から排出される食用油の収集を実施するなど、資源循環型社会の実現に努めます。また、ごみの排出量や処理経費の抑制を図ります。

④クリーンセンターの維持管理【クリーンセンター】

クリーンセンター施設の機能を維持するため、計画的に補修や改修を行います。また、クリーンセンターは長年の稼働により老朽化が進行していることから、施設のあり方についても検討します。

◆資源ゴミ回収団体数とその回収量の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
団体数	65	62	63	63	60	
回収量 (kg)	717,318	650,110	614,225	543,551	487,081	
うち	古紙・古繊維	682,624	617,690	583,270	514,945	460,760
	スチール	15,060	13,866	12,873	12,151	11,255
	アルミ	12,838	12,425	12,784	12,349	11,275
	ビン	6,796	6,129	5,298	4,106	3,791

資料：クリーンセンター

五の街

めざします！心の豊かさを感じる街

第1節 子どもの教育・健全育成の充実

施策がめざす基本的方向

子どもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育むために、家庭教育や幼児教育などを充実します。学校教育については、豊かな心を持ち、夢をいだき、たくましく生きることを目指して八街の特色を活かした教育活動や学習環境の充実を図ります。

また、家庭、学校、地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。

現状と課題

市内には、公立幼稚園が3園、私立幼稚園が4園あり、平成26年5月現在、通園する園児数は650人となっています。少子化に伴い園児数は次第に減少しつつあることから、これに対応すべく多様な保育ニーズに対応できるよう公立と私立の役割を明確にし、幼稚園の民営化などの検討を進める必要があります。

幼児期は、子どもが健全に成長し、人間性豊かな心を育てていくための基礎となる重要な時期です。今後も、保護者への経済的支援や、幼稚園と保育園、学校との連携、家庭や地域の教育力の向上などを図っていく必要があります。

小中学校については、小学校8校と1分校、中学校4校があり、平成26年5月現在の児童・生徒数は、小学校3,487人、中学校2,092人となっており、小中学校においても、少子化の進行に伴い児童・生徒数が減少傾向にあります。こうしたことから、学校施設の整備や通学区域の見直し、また、学校の統廃合による学校規模の適正化が必要となっています。

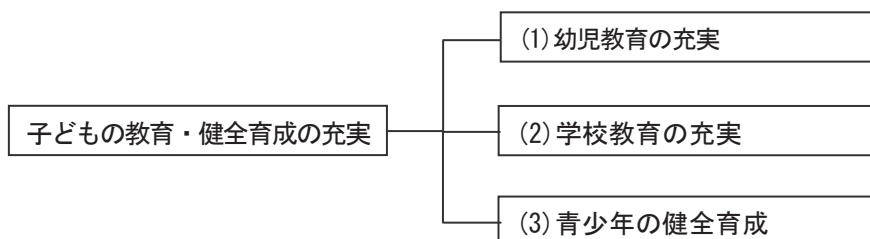
学校施設については、規模や安全性に配慮しながら、校舎・屋内運動場の計画的な改修・整備が必要であるとともに、地域への開放を考慮した誰もが利用しやすい施設整備が課題となっています。

教育内容については、児童・生徒一人ひとりが基礎的な学力を習得できる教育体制を整備し、社会への適応能力などを養い、生きる力を育てていくことが重要となっています。また、情報化や国際化などの進展により、多様な教育内容が学校に求められており、不登校児童生徒の増加などから、生徒指導、教育相談などの役割も重要となっています。学校教育の果たす役割はますます多様化することが予想され、家庭や地域社会と連携を図った教育体制をさらに強化し、学校教育環境の充実を図る必要があります。

幼小中連携教育では、「より多くの体験をする」「人とのかかわりを多くする」「夢を持ちたくましく自己実現を図る子どもの育成をめざす」を重点に、家庭、地域、学校の連携を図りながら幼稚園から高等学校までの14年間を通じた教育に取り組んでおり、全国でも注目されている教育活動です。一層の連携教育の充実により、地域が一体となってたくましく生きる力を持った子どもの育成を図る必要があります。

青少年については、集団生活や直接体験の不足により、自立心が育まれないことが問題となっています。本市では、平成20年に青少年健全育成都市宣言をし、市民総ぐるみの青少年健全育成に関心が高まりつつあります。今後は、地域で子どもを育てようという気運を高めるとともに、子どもたちが安心して安全に過ごせる場の確保が必要となっています。

施策の体系



施策の内容

(1) 幼児教育の充実

家庭において適切な親子関係を築き、しつけや教育ができるよう幼児教育に関する情報提供や学習機会を充実します。また、幼稚園と保護者への支援や関係機関との連携など幼稚園教育を充実します。

(2) 学校教育の充実

幼小中高連携教育や総合的な学習などを通して、地域社会と連携した多様な教育活動を推進し、教育内容の充実を図り、郷土の伝統文化や歴史にふれたり地域社会とともに学ぶ機会を充実させることにより郷土愛を育みます。また、人権、情報、環境、国際理解など、時代変化に対応した教育の推進や児童・生徒の健康保持と健康教育を推進します。

老朽化した学校施設・設備については、耐震化を含め計画的な改修を進める一方、地域への開放を考慮した誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

(3) 青少年の健全育成

青少年健全育成都市宣言のもと家庭・学校・地域が連携した青少年の健全育成を行う体制づくりに努めます。また、現在実施している各種事業を継続するとともに、体験活動や集団生活を中心とした事業も展開し、自主性・協調性を高め、生きる力を育むことの充実に努めます。

主な計画事業

(1) 幼児教育の充実

① 幼稚園教育の充実【児童家庭課】

公立と私立の経済的負担格差是正、また、就園の機会均等を図るため、私立幼稚園就園奨励費や私立幼稚園運営費を交付します。

② 教育環境の充実【庶務課】

教職員の研究・研修を支援し、学習指導の向上に努めるとともに、特別支援教育を必要とする園児に対応する支援員の配置を行うなど教育環境の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

① 連携教育の推進【学校教育課】

幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校の連携を図り、教育活動の工夫改善を行います。また、地域社会と連携した多様な教育活動を推進し、連携教育の効果を高めます。

② 基礎的・基本的な学力の定着【学校教育課】

児童・生徒の発達や意欲・能力など個々に応じた指導の充実に努めます。

③ 時代に即した教育内容の充実【学校教育課】

人権、情報、環境、国際理解など時代の変化に対応した教育を推進します。

④ 英語教育の充実【学校教育課】

A L Tなどを活用し、小学校における外国語活動や中学校の英語学習の充実を図ります。

⑤ 学校施設の整備【庶務課】

市内の小中学校校舎、屋内運動場について優先度の高いものから耐震化工事などの施設整備や空調設備などの整備を計画的に行います。

⑥ 学校設備・備品の充実【学校教育課】

I C T教育環境の整備など、時代の変化に対応した学校設備・備品の整備を計画的に行います。

⑦ 学校給食センターの整備【学校給食センター】

老朽化に伴う学校給食センターの調理場の補修・改修を行い、施設機能の維持を図るとともに、効率的な管理業務に努めます。

⑧健康づくりの推進【学校教育課】

健康診断、小児生活習慣病予防健診などを実施するとともに、学校環境衛生検査の充実を図ります。

⑨地域に開かれた学校づくりの推進【学校教育課】

各学区学校支援地域本部の活動を支援し、各校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

⑩教育支援センターの充実【学校教育課】

学校不安に対し、相談活動と通所活動を通じて適切な対応を図り、学校と関係機関が連携し、児童・生徒の成長を支援します。

⑪特別支援教育の充実【学校教育課】

特別な支援を要する児童・生徒に対し、個々の状態や特性、特別な教育ニーズなどに応じた適切な専門的指導を行うため、特別支援教育に関する理解と充実を図ります。

⑫教育センター運営の充実【学校教育課】

児童・生徒の学力向上を含めた教育の充実を図るとともに、教職員の資質向上や指導能力育成に努めます。

(3) 青少年の健全育成

①家庭教育の支援【社会教育課】

家庭教育の重要性を周知し理解を深めてもらうため、家庭教育学級や家庭教育講演会の開催や情報提供を行うなど家庭教育を支援します。

②地域ぐるみの育成活動【社会教育課】

通学合宿、放課後子ども教室の充実及び学校支援地域本部事業の支援を行うとともに、地域で子どもを育てるための学校支援地域コーディネーターを養成するなど地域ぐるみで子どもたちや青少年の育成活動を推進します。

③青少年健全育成事業の推進【社会教育課】

次世代を担う社会的に自立した健全な青少年を育成するため、青少年相談員や関係機関との連携を図り、青少年の健全育成を推進します。

◆小学校児童数の推移

(各年5月1日)

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	学級数	158	156	151	150	149
	児童数	4,138	3,995	3,768	3,656	3,487
実住小	学級数	32	31	30	29	30
	児童数	865	837	787	775	755
笹引小	学級数	10	11	9	9	8
	児童数	216	231	209	207	183
朝陽小	学級数	26	25	24	24	24
	児童数	754	716	665	616	575
交進小	学級数	17	16	15	14	14
	児童数	431	394	363	337	307
二州小	学級数	9	9	9	9	9
	児童数	228	213	194	188	181
沖分校	学級数	4	4	4	4	4
	児童数	47	46	47	36	33
川上小	学級数	14	14	14	14	15
	児童数	371	346	339	324	318
八街東小	学級数	32	32	32	33	31
	児童数	863	853	827	853	830
八街北小	学級数	14	14	14	14	14
	児童数	363	359	337	320	305

資料：学校基本調査

◆中学校生徒数の推移

(各年5月1日)

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	学級数	85	82	77	76	74
	生徒数	2,464	2,377	2,246	2,126	2,092
八街中	学級数	24	23	22	23	23
	生徒数	683	663	627	583	603
八街中央中	学級数	26	25	25	23	21
	生徒数	774	766	724	670	641
八街南中	学級数	16	18	16	16	16
	生徒数	544	508	467	449	443
八街北中	学級数	15	16	14	14	14
	生徒数	463	440	428	424	405

資料：学校基本調査

◆幼稚園園児数の推移

(各年5月1日)

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	組数	38	39	39	39	37
	園児数	767	755	777	729	650
八街第一幼稚園	組数	6	6	6	6	6
	園児数	162	153	178	178	175
川上幼稚園	組数	4	4	4	4	4
	園児数	88	85	93	79	63
朝陽幼稚園	組数	4	4	4	4	4
	園児数	98	93	87	73	65
八街幼稚園	組数	3	3	3	3	1
	園児数	40	38	27	22	6
八街文化幼稚園	組数	7	8	9	9	9
	園児数	154	178	200	189	160
八街泉幼稚園	組数	6	6	6	6	6
	園児数	66	69	61	54	59
八街すずらん幼稚園	組数	8	8	7	6	7
	園児数	159	139	131	134	122

資料：学校基本調査

第2節 自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進

施策がめざす基本的方向

「生涯学習推進計画」を推進し、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことのできる生涯学習社会の形成を目指し、さまざまな学習活動の支援と学習成果を活かすことのできる機会づくりに努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充を図り、市民の充実感のある生活と健康づくりを促進します。

現状と課題

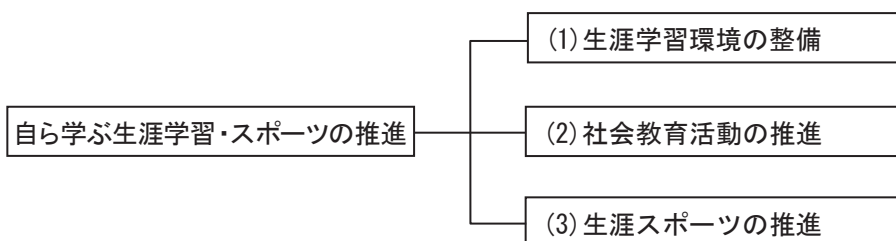
市民が生涯を通じていきいきと生活していくためには、常に新しい情報や知識を身につけ、時代の変化に対応していく学習が大切です。本市では、中央公民館や図書館などを中心に生涯学習活動を推進しており、平成11年に「八街市生涯学習推進計画」を策定し、学習機会の提供、生涯学習ガイドやインターネットを活用した学習情報の提供などに努めてきました。生涯学習は、個人の自発的な意志による学習を基本としますが、学習活動を通じた仲間づくりや学んだ成果を地域の中に生かし、地域課題の解決につなげていくという役割も担っています。

今後はさらに、学習情報の効率的な提供、学習をサポートする人材情報の整備、ボランティア活動の場の確保など、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、地域で実践できる生涯学習環境を整備することで、生きがいに満ちた市民生活の実現に努めていく必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動については、スポーツプラザや各種運動施設、学校体育施設の開放を中心に行われ、市民体育祭をはじめピーナッツ駅伝大会、ロードレース大会への参加など市民のスポーツ活動が活発に行われています。また、近年は健康づくりへの関心が高く、様々な軽スポーツ講習会を実施しています。

今後、すべての市民が楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、指導者の確保や利用しやすい施設整備に努め、多くの市民が参加しやすい環境を整える必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 生涯学習環境の整備

さまざまな市民の学習ニーズに応え、生涯学習を推進する体制を確立するとともに、効果的な学習情報の提供、相談体制の充実、人材の活用など市民が主体となって行う学習活動を支援します。

(2) 社会教育活動の推進

市民の学習意欲や社会的課題に対応した各種学級や講座などの充実に努めます。また、学習によって生み出された成果を地域活動やボランティア活動、まちづくりなどに生かし、市民相互の学習、交流を創り出します。

公民館機能の充実、図書館の蔵書や視聴覚機材などの充実、ICTへの対応など、学習ニーズに対応した施設・設備の充実に努めます。

(3) 生涯スポーツの推進

すべての市民が生涯を通じて各自の年齢や体力に応じて、スポーツ・レクリエーション活動を行う生涯スポーツの実現に向けて、各種事業を充実するとともに、各種スポーツ団体の活動を支援します。また、安全で快適に利用できるスポーツ施設の維持管理に努めます。

主な計画事業

(1) 生涯学習環境の整備

①生涯学習推進体制の確立【社会教育課】

生涯学習を推進するため、社会教育行政だけでなく全庁的な推進体制の整備を進め、行政と市民等が一体となりそれぞれの役割を果たしながら、市民主体の生涯学習環境整備の確立に努めます。

②学習情報の収集と提供【社会教育課】

市民の学習活動を積極的に支援するため、生涯学習情報誌やホームページなどの活用により情報提供を行います。

③人材バンクの登録と提供【社会教育課】

多彩な特技を持ち、学習の成果を活かす場を求めている人々を市民の財産として登録し、何かを学びたい、誰かに教わりたいと思っている人々に情報を提供できるよう努めます。

(2) 社会教育活動の推進

①学習機会の充実【社会教育課】

市民の多様な学習ニーズに応えるため、社会教育施設などにおける学習機会の充実に図り、併せて講演会や各種講座を実施します。また、市内の高等学校が有する優れた教育機能を地域に開放し、市民との交流を深めながら、市民主体の生涯学習を促進します。

②家庭教育の支援【社会教育課】（※再掲）

家庭教育の重要性を周知し理解を深めてもらうため、家庭教育学級や家庭教育講演会の開催、情報提供を行うなど家庭教育を支援します。

③中央公民館の学習環境整備【中央公民館】

社会教育や生涯学習拠点として中核を担う中央公民館の弾力的な運用を図り、市民ニーズを把握し、全市的な観点で施設の計画的な整備を検討します。

④図書館機能の充実【図書館】

社会教育の発展に寄与する図書館機能の充実に図るため、適正な蔵書内容やスペースの確保をするとともに、ホームページを利用した蔵書検索やリクエスト機能など図書館機能の充実に図ります。

(3) 生涯スポーツの推進

①スポーツイベントの開催【スポーツ振興課】

市民体育祭、ピーナッツ駅伝大会、ロードレース大会などを開催し、市民参加型のスポーツ活動を推進します。

②スポーツ施設の充実【スポーツ振興課・スポーツプラザ】

スポーツ施設の適切な維持管理を行うとともに、地域スポーツ活動の拠点となる既存施設の充実に図り利活用します。

③運動を通じた健康づくりの支援【スポーツ振興課】

多くの市民が自身の体力にあわせてスポーツに親しめるよう、軽スポーツ講習会などを行い、運動を通じた健康づくりを支援します。

◆スポーツ施設一覧表

名称	施設内容	夜間利用	備考
スポーツプラザ	体育館	○	
弓道場	弓道場	○	
テニスコート	テニスコート	○	1コートのみ
トレーニング室	トレーニング室	○	
中央公園テニスコート	テニスコート	×	
榎戸サッカー場	サッカー場	×	
中央グラウンド	野球場	○	4月～10月
北部グラウンド	ソフトボール場	×	
東部グラウンド	野球場	×	
南部グラウンド	野球場	○	4月～10月
西部グラウンド	野球場	×	

資料：スポーツ振興課・スポーツプラザ

◆市体育協会加盟クラブ数

区分	野球	サッカー	陸上	バレーボール	スキー	卓球	弓道
クラブ数	15	15	1	1	1	1	1
人数	366	485	33	15	22	10	16
区分	剣道	ソフトボール	空手	ソフトテニス	柔道	バウンドテニス	計
クラブ数	4	9	4	2	8	4	66
人数	125	190	92	32	120	39	1,545

資料：スポーツ振興課

◆スポーツプラザ利用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	106,469	111,814	104,841
うちメインアリーナ利用者数	36,692	35,827	36,165
うちテニスコート利用者数	25,832	25,311	24,176

資料：スポーツプラザ

◆中央公民館利用状況

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	74,826	64,585	79,865	72,735	79,277
14歳以下	7,390	6,969	9,137	8,668	8,903
15歳から59歳	31,087	26,974	31,993	28,536	27,670
60歳以上	36,349	30,642	38,735	35,531	42,704

資料：中央公民館

◆図書館利用状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
蔵書数	301,209	305,000	303,891	302,627	301,437	308,475
登録者数	37,511	33,579	32,797	31,767	30,570	29,238
総利用者数	84,847	80,749	80,631	77,930	70,513	67,314
総貸出冊数	394,581	379,566	377,281	369,331	342,841	331,414
市民1人あたりの貸出冊数	5.19	4.18	5.13	5.02	4.65	4.47

資料：千葉県の図書館 2010～2015 / 市立図書館

第3節 市民文化の創造と継承

施策がめざす基本的方向

市民の芸術文化活動を支援し、発表や交流の場を拡充するとともに、八街の歴史文化遺産の保護・継承と活用に努めます。

現状と課題

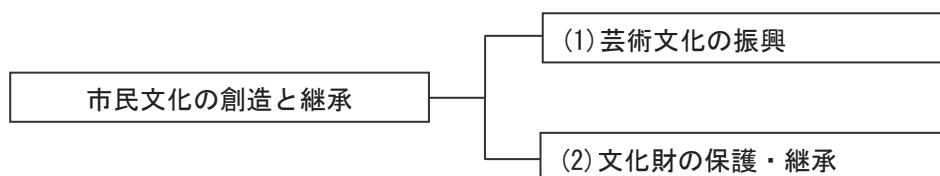
芸術文化に対する関心は高まっており、本市では、市民文化祭や市民音楽祭をはじめ、芸術文化団体による発表会などが活発に行われています。このような中で、市民の芸術文化活動の発表や優れた芸術鑑賞の拠点となる施設整備が求められています。

文化財は先人から受け継いだ貴重な遺産であり、八街の歴史や文化を正しく理解するための重要な財産です。文化財を市民の共有財産として保護し、後世に継承していくためには地域の歴史的・文化的資料の収集、保存とともに、文化財の保護・継承に対する市民意識の高揚を図る必要があります。

また、郷土芸能や生活に根ざした文化などを、市民の協力を得ながら発掘・保存していくとともに、それらの文化に触れる機会を拡充し、失われつつある地域文化の継承を積極的に行う必要があります。

郷土資料館は、昭和62年の開館以来、多くの人に利用されていますが、建物の老朽化が著しいため施設整備が求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 芸術文化の振興

市民の芸術文化活動を支援するとともに、発表機会の拡大や芸術文化の鑑賞機会の提供に努めます。また、市民と行政の協働による芸術文化事業を充実し、文化交流を促進します。

(2) 文化財の保護・継承

八街の文化を伝える歴史文化遺産の保護・継承を図るとともに、郷土芸能や伝統行事などを地域ぐるみで保存・継承する活動を支援します。また、郷土資料館機能の維持・向上を図るとともに、学校教育や社会教育での積極的な活用を図ります。

主な計画事業

(1) 芸術文化の振興

① 芸術文化事業の充実【社会教育課・企画課】

地域の特性を活かした個性的な地域文化を創造するため、市民が芸術文化や音楽などの活動の成果を発表する場を設け、市民の自主的な文化活動を支援します。また、市民協働による芸術文化活動など、各種芸術文化事業の充実を図ります。文化ホールなどの施設については、様々な観点から検討・研究を行います。

② 芸術文化活動団体への支援【社会教育課】

市民文化祭など市民が優れた芸術を学び鑑賞する機会の提供や創作・発表する機会の拡充を図るなど、市内で活動する芸術文化団体へ支援します。

(2) 文化財の保護・継承

① 文化財保護意識啓発活動【社会教育課】

文化財案内板や文化財マップなどの充実を図るとともに、ボランティアの醸成や育成、活動機会の拡充を図ります。

② 指定文化財の拡充【社会教育課】

文化財の指定・登録を推進するため、優先順位を付しながら指定可能な文化財の詳細調査を行うなど拡充を図ります。

③ 郷土資料館の充実【郷土資料館】

企画展などさまざまな展示や講座を企画し、郷土の歴史や文化に対する理解を深める機会を提供するとともに、文化財の適切な保存・管理を担う郷土資料館の維持管理や施設修繕、機能向上を図ります。

④ 市史編さん事業【郷土資料館】

市の歴史を伝える資料の成果としてまとめた市史刊行物の発行を行います。

第4節 豊かな心を育む交流の推進

施策がめざす基本的方向

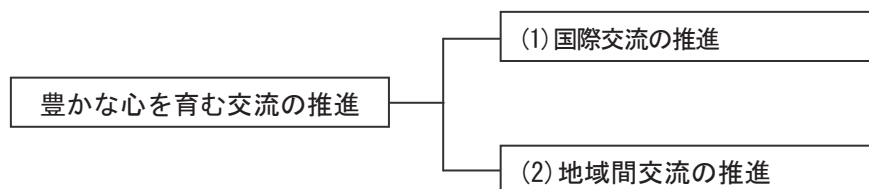
国際交流、地域間交流を推進し、広い視野を持つ人材の育成やまちづくりを進めるとともに、友好関係都市である中華人民共和国山東省濰坊市との交流を図ります。

現状と課題

市内に居住する外国人の数は、ここ数年増加を続けています。外国人と市民が同じ地域でともに暮らしていくため、言葉や文化の違いを超えて、相互に理解し合うこと、いわゆる、多文化共生の推進が求められています。外国語による情報提供に努めるなど、外国人にとっても住みやすいまちづくりを進めるとともに、市民と市内在住外国人との交流の場を図る必要があります。また、本市は中国濰坊市と友好関係都市を締結しており、継続的な交流が図られています。

本市は、駅伝大会や市民体育祭などのスポーツ大会や市民文化祭、市民音楽祭などの芸術文化活動などを通して、市内外の人々との交流の場の提供に努めています。多様な地域の人々との交流や世代間の交流は、相互の友好を深め、見聞や視野を広めるだけでなく、まちの活性化にもつながります。これからは、本市の人材や地域資源を生かした多面的な交流活動を含めた地域間交流を推進していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 国際交流の推進

国籍や文化の違いを超えて市民として共存できるまちづくりを推進するとともに、外国語指導助手からの語学教育を通じた国際理解を進めるとともに、文化交流などの国際交流を図ります。

(2) 地域間交流の推進

ピーナッツ駅伝大会や市民文化祭などのイベントを発展的に継続し、市民に積極的な参加を呼びかけ、来訪者と市民、あるいは世代間相互が触れ合える交流型、体験型のイベントを展開するとともに、市外のイベント等にも参加していきます。

主な計画事業

(1) 国際交流の推進

①外国人も暮らしやすいまちづくり【全庁】

外国語による生活情報や行政情報の提供を図るとともに、公共施設などへの外国語併記を行います。

②国際理解の促進【企画課・学校教育課】

外国語指導助手による語学教育などを通じて、異なる文化の国際理解を促進します。

③文化交流の推進【企画課・社会教育課】

市民レベルの交流を含めた友好関係都市である中国濰坊市との文化交流を図ります。

(2) 地域間交流の推進

①各種イベントを通じた交流の推進【全庁】

ピーナッツ駅伝大会や市民文化祭などの各種イベントを通じて、市内外の市民がふれあえる、さまざまな交流を推進します。

第5節 男女共同参画の推進

施策がめざす基本的方向

男女の平等や共同参画社会についての啓発を進めるとともに、市政やまちづくり活動での女性の参加機会の拡充に努めます。

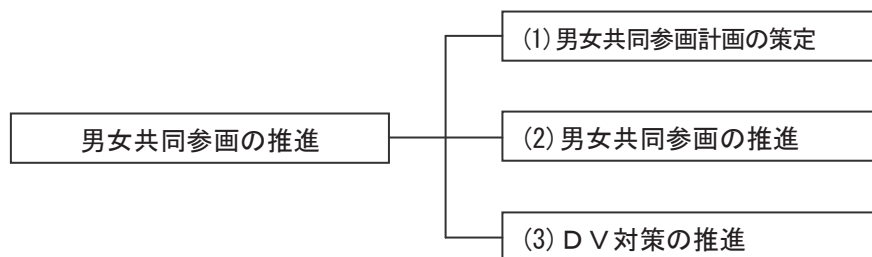
現状と課題

男女共同参画の理念はさまざまな分野に広がり、男女共同参画社会の形成は着実に進みつつあります。今では働く女性が増え、職場、学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍の場が大きく拡大しています。しかし、その一方では、女性の能力や適性に対する偏見や固定的な男女の役割分担意識が根強く残り、女性の多様な社会参画や能力の発揮を妨げている場合があります。

本市では「八街市男女共同参画計画」により、男性と女性が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、さまざまな取組を行っています。今後も男女共同参画社会づくりに向けて一層の意識の醸成を図るとともに、男女共同参画施策を実践的に推進していくことが重要となっています。

また、DVを許さない社会を実現することは、人権の擁護と男女共同参画社会を実現する上からも、最優先で取り組むべき課題であることから、DV防止法に基づいた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 男女共同参画計画の策定

「第2次 八街市男女共同参画計画」(平成28年度～平成33年度)を策定します。

(2) 男女共同参画の推進

「八街市男女共同参画計画」に基づき、人権尊重と男女平等の意識づくり、家庭における男女共同参画の環境づくりなどを推進し、性別にとらわれることなく一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に努めます。

(3) DV対策の推進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、施策の実施に関する基本計画の策定及び計画の推進を図ります。

主な計画事業

(1) 男女共同参画計画の策定

①八街市男女共同参画計画の策定【企画課】

男女共同参画社会基本法に基づき、市民意向の把握や反映、庁内の調整などを図りながら「第2次 八街市男女共同参画計画」(平成28年度～平成33年度)を策定します。

(2) 男女共同参画の推進

①男女共同参画の実践的な実施【企画課・全庁】

男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画計画に基づく諸施策を推進します。

(3) DV対策の推進

①DVの防止及び被害者の保護に係る基本計画の策定【児童家庭課】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、市民意識の把握や反映、庁内の調整などを図りながら、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を策定します。

②DVの防止及び被害者の保護に係る基本計画の実践的な推進【児童家庭課・全庁】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令の周知徹底及び厳正な執行を図り、あらゆる暴力の根絶の推進に努めます。

六の街

めざします！活気に満ちあふれる街

第1節 時代の変化に対応した農業の振興

施策がめざす基本的方向

農地の保全と生産基盤の整備を図るとともに、農地の持つ多面的機能の発現に努めます。また、農業後継者や担い手を育成するとともに、地域の特色を活かした安全で新鮮な農産物の地産地消を促進し、多様な販路の拡大を図ります。

現状と課題

本市の農業は、東京から50km圏内に位置する地理的条件を生かした都市近郊型農業として、首都圏への食料供給基地としての役割を担っています。畑作が中心であり農業産出額は県下で第7位（平成25年）、主な農作物はさといも、落花生、すいか、にんじんなどです。

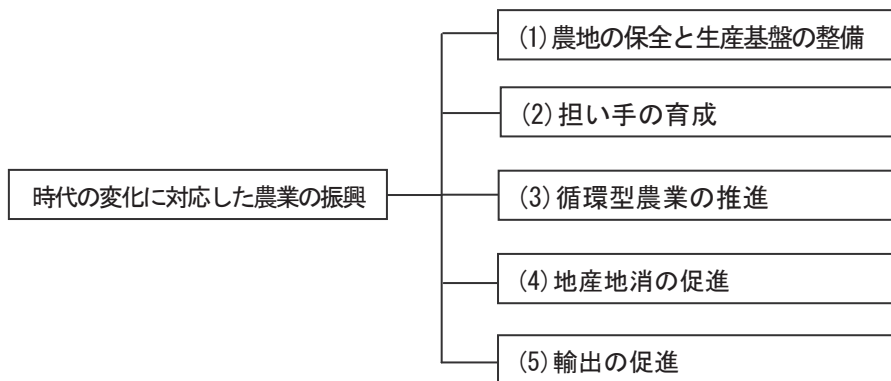
安価な輸入農産物の流通による価格の低迷や農産物に対する消費者ニーズの多様化など、農業経営環境はますます厳しさを増しています。農産物貿易自由化の流れや環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の締結など、市場開放圧力は次第に高まりつつあることから、本市においても農産物の新たな市場を求め、新境地の開拓という視点に立ち、輸出を促進する必要があります。農業従事者の高齢化や経営者の減少の進行は深刻な問題となっており、農地の減少対策や農業後継者や担い手の育成・確保が大きな課題となっています。

首都圏の食糧供給基地としての役割を今後も果たしていくためには、農地の集積化や流動化を推進し、優良農地を確保するとともに、法人化や大規模化など新しい経営手法導入の検討を進め、持続可能で安定的な農業経営を確立する必要があります。また、消費者はより安全で安心できる新鮮な食料品を求める傾向を強めていることから、これに応えていくことも重要です。

農地は、農業生産だけでなく、防災機能や田園景観の形成など多面的な機能を持っており、加えて、近年は農業と食を中心とした多面的な交流の場としての役割も果たしています。

産業としての活力ある農業を振興するとともに、食の安全・安心や地産地消、環境への配慮など消費者や市民生活に密着した農業が求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 農地の保全と生産基盤の整備

農業振興地域としての各種制度や事業の活用により、優良農地の保全・集約化に努めるとともに、ほ場や農道、農業用排水路の整備や園芸産地の生産力強化に向けた支援を推進します。また、遊休農地の解消と有効利用を図るための仕組みづくりを推進します。

(2) 担い手の育成

農業法人化などにより経営体質の強化を促すと同時に、認定農業者を中心としながら営農に意欲を持つ女性、定年退職者、新規就農者など担い手の確保と育成を幅広い視野で促進します。

また、農業の持続的な発展のため、本市における地域の実状に即した農業の担い手の育成、確保と経営改善の推進を図ります。

(3) 循環型農業の推進

消費者ニーズに対応した新鮮で安心な農産物を提供できるよう土づくりでの耕種農家と畜産農家の連携による有機農業、環境保全型農業への移行を促進し、地域の特性を生かした循環型農業を推進します。

(4) 地産地消の促進

地元の農産物を素材とした特産品づくりや地元で採れる農産物を地域で消費する地産地消を促進するため、生産者と消費者との交流による多様な販路の拡大を支援します。

(5) 輸出の促進

農産物の輸出を促進するため、海外に新たな市場を開拓し、市場拡大を図ります。

主な計画事業

(1) 農地の保全と生産基盤の整備

①北総中央用水土地改良事業【農政課】

地元の理解と協力を得ながら利根川から農業用水を安定的に確保し、生産性の向上と畑作経営の安定を図ります。

②農地利用集積事業【農政課】

農用地の有効利用と経営規模拡大を目的とした農用地の権利移動を円滑に進め、農用地の利用集積を行います。また、農地中間管理機構の利用を促進します。

③耕作放棄地対策事業【農政課】

耕作放棄地の現状を確認し、地域耕作放棄地対策協議会を通じて耕作放棄地再生を支援します。

④多面的機能支払交付金事業【農政課】

農地の多面的機能が適切に発揮できるよう交付金事業を活用し、市と連携して地域の取組活動を支援します。

(2) 担い手の育成

①経営改善支援活動事業【農政課】

農業経営者の経営改善に向けた取組に対し、経営相談、診断、各種経営研修、経営情報などの支援活動を実施します。

②新規就農者の育成【農政課】

就農意欲の喚起と育成を図るため助成制度の活用や農業研修に協力する農家を支援するなど、新規就農者の育成を推進します。

③農業体験インターンシップ事業【農政課】

農業実地体験や地域農業者との交流などにより、農業・農産物への関心を高め、将来的に新規就農者となるよう促進します。

(3) 循環型農業の推進

①環境にやさしい農業推進対策事業【農政課】

堆肥などを利用した土づくりや農業・化学肥料の使用量の低減に取り組む農業者の支援や育成を図り、環境負荷をできるだけ低減する農業を推進します。

②環境保全型土づくり対策事業【農政課】

緑肥作物を作付けし、農地への有機物投入による土づくりや土壌流出防止、また、砂ぼこり低減など環境にやさしい農業の実践を図ります。

③畜産業の振興支援【農政課】

優秀な家畜の繁殖を進めるとともに、ウィルスや病原菌から家畜を守るための家畜防疫に努め、畜産農家の経営安定化を図ります。

(4) 地産地消の促進

①産業まつりの支援【農政課】

産業まつりを通じて農産物・商工業製品を広く地域住民に紹介・販売し、地産地消の拡大を図り、安心して安全な地元産の農産物を消費者に提供します。

②販路の拡大【農政課】

地元農産物による特産品づくり、直売施設の拡充、商業施設との連携、学校給食への利用促進、さらには都市に住む消費者との交流など販路拡大に意欲のある生産者等へ支援します。

③食育の推進【農政課・健康管理課・学校教育課・児童家庭課】（※再掲）

食育を通じて市民一人ひとりが生涯にわたって健全な食生活の実践をめざし、地域や関係団体との関わりを持ちながら、総合的に推進します。

(5) 輸出の促進

①輸出の促進【農政課】

国内市場の規模縮小が懸念されている中、海外からの市場開放圧力が次第に高まり、新たな市場の開拓が重要になっていることから、農産物の輸出促進について千葉県と連携を図り取り組みます。

第2節 まちの活力を生む商工業の推進

施策がめざす基本的方向

中心市街地の活性化に向けた取組のなかで、魅力ある商業環境の創出に努め、にぎわいのあるまちづくりを推進します。また、雇用に関する情報提供を関係機関との連携により積極的に進め、雇用機会の拡大に努めます。

現状と課題

本市では、幹線道路沿線を中心に郊外沿道型の大型小売店舗が多く進出し、商店数や従業員数、販売額は大きな伸びを示してきました。しかし、近年は景気の低迷などもあり、小売業の販売額は減少に転じています。

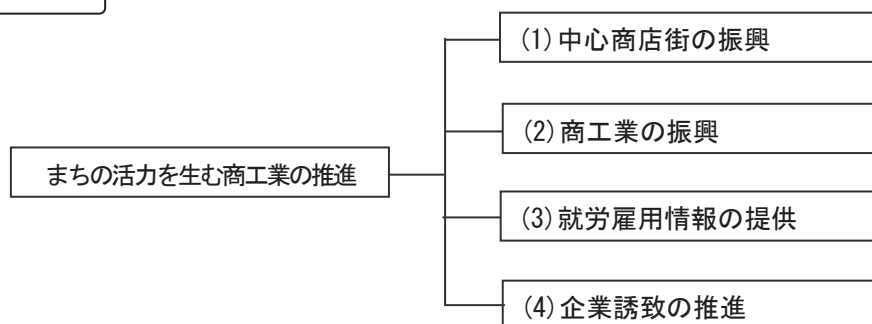
八街駅南側の中心商店街では駐車場の不足、消費者ニーズの多様化への対応の遅れなどから市内外から買い物などで訪れる人は減少し、空き店舗の増加がみられ、そのため市では中心市街地の活性化に向けた八街TMOの活動支援に取り組んでいます。八街駅自由通路施設を利用した「ぶらんみなみ」（宝くじ販売事業）及び空き店舗利用の「いこいの場ギャラリー悠友」（高齢者休憩事業）を開設し、来街者の増加による駅周辺の賑わいを取り戻す事業を展開しています。さらに空き店舗を使って市の特産物である落花生等を販売するアンテナショップ「八街市推奨の店 ぼっち」を運営しています。また、八街駅北側については、土地区画整理事業など一定の都市環境整備が行われたことから、今後は南側と一体となって中心市街地としての商業環境整備を図る必要があります。

工業は、地場産業である落花生などの農産物加工業や木材製品、金属製品の製造などが中心です。グローバル化や金融危機に端を発した景気の低迷を背景に、わが国産業構造の再編が進むなかで、新規産業の誘致は引き続きの課題となっています。市内の雇用の場の確保や財政基盤の安定のためにも、既存の中小企業の支援・育成を推進する必要があります。

企業のリストラの加速などにより、離職者が増加しており、特に中高年の世代において、就業機会の不足が見られるなど、求職者にとって厳しい状況となっています。そのため、本市では、インターネットを利用した就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」を開設し、市の広報・ホームページのほか、商工会議所の協力を得てサイト上での情報提供を行っています。さらに、高齢者については、シルバー人材センターを通じて就労機会の充実に努めています。

人口減少社会を迎え持続可能な社会をつくるには、若年者、高齢者など世代を問わず、働く意欲のある者すべてが活躍できるような就労環境を充実していくことが求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 中心商店街の振興

八街TMOの運営を支援し、駅に近い地域特性を生かした個性的な店づくり事業などを支援するとともに、八街駅北側と一体となった中心市街地としての商業環境整備に努めます。また、街路灯の整備や歩道と車道の段差を解消し、買い物や訪れる人の利便性を図ることなどにより、商店街の活性化に努めます。

(2) 商工業の振興

商工会議所の活動を支援し、商業活動の活性化を図るとともに、中小企業の経営基盤の強化を促進します。

(3) 就労雇用情報の提供

市内での雇用機会の拡大を図るとともに、関係機関との連携により、雇用に関する情報提供、シルバー人材センター活動の支援に努めます。

(4) 企業誘致の推進

企業誘致による産業振興や雇用の創出を推進し、地域経済の活性化を図ります。

主な計画事業

(1) 中心商店街の振興

①八街TMO運営支援【商工課】

中心市街地の既存商店街を振興させるため、中心市街地活性化法に基づき設立した「八街TMO」の運営を支援し、さまざまな事業主体による活性化施策の推進を図ります。

②商店会等街路灯電灯料補助事業【商工課】

商店街の活性化対策として、商店会等が設置した街路灯の電灯料について補助を行います。

(2) 商工業の振興

① 中小企業資金融資及び利子補給事業【商工課】

中小企業の経営安定化・近代化を促進するため、資金融資及び利子補給制度の充実に努めます。

(3) 就労・雇用情報の提供

① 就労支援事業【商工課】

就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」を管理・運営し、求職者の雇用促進を図ります。また、関係機関と連携し就労・雇用情報の提供に努めます。

② シルバー人材センター運営支援【商工課】

高齢者の臨時的かつ短期的な就労機会の確保を図るため、シルバー人材センターの活動を支援します。

(4) 企業誘致の推進

① 企業立地支援制度の創設【商工課】

企業立地を推進するため、助成金や低利融資制度など企業立地に対する優遇制度の創設について調査・研究を行います。

◆ 商業（卸売業・小売業）の推移

区分	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年
事業所数	604	693	633	604	570	436
従業員数	4,132	5,757	5,653	5,648	5,434	4,073
年間販売額（万円）	12,941,064	15,071,498	12,937,454	13,595,698	14,064,095	11,530,800

資料：商業統計調査／平成24年経済センサスー活動調査

第3節 まちに賑わいをもたらす産業の振興

施策がめざす基本的方向

本市の特色を活かし、地域イメージを向上させる地域資源の発掘や活用、地域ブランド「八街産落花生」の普及に努めます。また、新規創業に向けた市民の取組を支援します。情報通信ネットワークの整備を促進し、ICTを利用した産業活動の活性化や市民生活の向上を図ります。

現状と課題

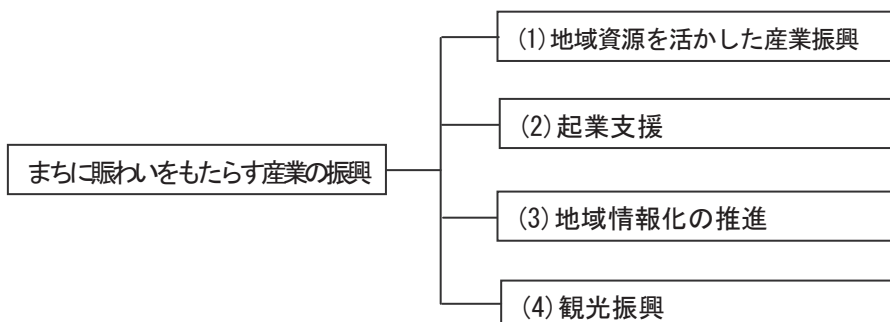
本市には、落花生やすいかをはじめとした農産物、落花生を使った農産加工品など地域色豊かな特産品があり、落花生は全国的にも有名です。八街産落花生は、平成19年に特許庁の地域ブランドとして商標登録されたこともあり、市のイメージキャラクターである「ピーちゃん ナッチャン」などを活用し、地域ブランドとして販路拡大に努めていく必要があります。

さらには、本市が有する豊かな農業資源と加工、販売、都市住民との交流などを結びつけた形での総合産業化の視点に立ったグリーンツーリズムへの取組など、農業の新たな展開を推進していくことも重要となっています。また、民間活力を取り入れながら外国人観光客を含めた様々な来訪者に対応できる観光地としての魅力を打ち出していく必要があります。

コミュニティビジネスといった地域密着型ビジネスの普及・支援に努め、女性や高齢者などの新たな就業・雇用の情報を提供するほか、多様な働き方の創出に結びつける必要があります。

情報通信ネットワークの整備やICT化がますます進み、パソコンや携帯電話だけでなく、今ではスマートフォン利用者の増加が目立ち、私たちを取り巻くICT環境は著しく進展しています。市内では、事業者によってCATVや光ファイバーなど情報通信ネットワークの整備が進められていますが、全ての地域でのサービス提供には至っていません。情報通信ネットワークの充実、社会経済活動だけではなく市民の生活を豊かにすることから、誰もが簡単にICTを利用することができる環境整備が求められます。また、ICTを市民生活などの中で活用していくための学習機会の充実を図る必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 地域資源を活かした産業振興

地域の特性を活かした農産物の生産を拡大し、消費者がそれらを購入しやすい環境を整え、信頼のブランドの確立につなげます。また、グリーンツーリズムによる交流や地産地消の推進などを通じて、顔の見える関係づくりに努めます。

(2) 起業支援

市民の生活ニーズに対応した活動分野における起業などに対し、関係機関との連携を図りながら、各種制度の周知、相談・指導に努めます。

(3) 地域情報化の推進

市民の誰もがICT利用のメリットを享受できるように、情報通信基盤の整備を関係機関に要請します。また、ICTに関する学習機会を拡充し、市民やNPOなど市内で活動する人たちのインターネットを活用していくための能力を高めます。

(4) 観光振興

民間の活力を取り入れ、民間施設と連携しながら、観光振興を図ります。また、外国人観光客を含めた様々な来訪者に対応できるよう受け入れ体制づくりを行います。

主な計画事業

(1) 地域資源を生かした産業振興

①農業体験ツアー事業の推進【商工課】

八街市観光農業協会との協力により都市部等の住民と農業生産者との交流を図り、観光農業としての普及を図るとともに、本市の魅力的な農業への理解を深めるよう推進します。

②グリーンツーリズムの普及啓発【商工課】

本市の豊かな自然、文化、人々との交流を楽しむことができる滞在型余暇活動の普及啓発に努めます。

③地域ブランドの普及【商工課・農政課】

地域ブランドとして商標登録された八街産落花生について、八街市優良特産落花生推奨協議会と協力し、普及・宣伝を支援します。また、新たな地域ブランドを創出するため、地域資源の掘りおこしや育成に努めます。

(2) 起業支援

①コミュニティビジネスの普及促進【商工課・企画課】

地域住民が主体的に地域の課題を解決するため、さまざまな分野に対する取組の支援に努めます。また、コミュニティビジネスについての理解向上や普及促進を図るため情報提供などを行います。

(3) 地域情報化の推進

①学習機会の充実【社会教育課】（※再掲）

市内の高等学校が有する優れた教育機能を地域に開放し、社会教育活動の一環としてパソコン教室などを実施し充実を図ります。

(4) 観光振興

①観光基盤の整備【商工課】

総合的・体系的な観光振興を目指し、取組体制や方向性などについて調査・検討するとともに、民間の活力や施設と連携した施策についても検討します。

②観光受け入れ体制の整備【商工課】

外国人観光客を含めた様々な来訪者の受け入れに向けた体制づくりを行います。

七の街

めざします！市民とともにつくる街

第1節 市民と行政の協働の推進

施策がめざす基本的方向

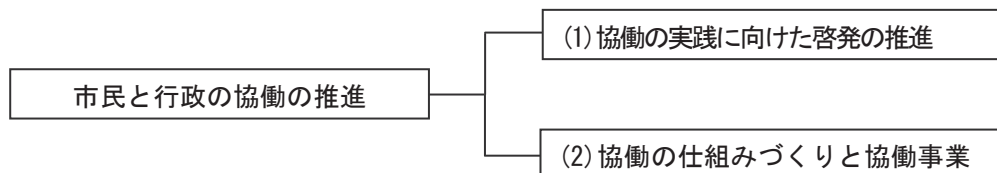
市民と行政それぞれが責任と役割を担う協働型の市政を実現し、次の世代に引き継ぐまちづくりを進めます。

現状と課題

市民ニーズが多様化、複雑化する中で市民の理解と協力のもとにまちづくりを進めていくことが不可欠となっています。本市ではこれまで、各種審議会や委員会などでの市民公募、懇談会の開催など、市政への市民参加の機会の充実に努めてきました。市民と行政のパートナーシップを構築していくためには、協働を円滑に進めるための仕組みづくりが必要であり、協働のまちづくり指針の制定に向けた作業が進められています。今後は、まちづくりに関する情報を共有し、市民と行政のコミュニケーションを活発化するとともに、協働のまちづくり指針に基づき協働を実践していく必要があります。

さらに、文化財の保護・継承や公園、道路の維持管理などをはじめとするさまざまな分野において、市民が力を合わせて環境の整備を主体的に行う市民提案型の協働事業について検討していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 協働の実践に向けた啓発の推進

協働の実践に向け、双方向のコミュニケーションや学習などの機会を拡充するとともに、市政への市民参加及び地域における市民活動を促進します。

(2) 協働の仕組みづくりと協働事業

協働のまちづくりの基本的なルールを定めるなど、協働の仕組みづくりと市民と行政が協議を重ねながら役割を明確にしていくとともに、市が実施する事業において、さまざまな形で市民参加や市民活動を促進します。

主な計画事業

(1) 協働の実践に向けた啓発の推進

①市民との協働【企画課】

協働の認識を深めるため、学習機会を拡充するとともに、情報の収集、発信、共有などを積極的に行い、様々な人たちが情報交換できる場や機会を設けます。

②委員の公募【全庁】

多くの市民の意見が政策形成に反映されるよう各種審議会や委員会などの委員の選任にあたっては、公募等による市民の登用に努めます。

(2) 協働の仕組みづくりと協働事業

①協働の仕組みづくり【企画課】

市民や地域活動を行うさまざまな主体がまちづくりに参加しやすい仕組みをつくり、相互に対話しやすい環境をつくるため、協働のまちづくり指針を制定し、施策を具現化するための協働のまちづくり推進計画の策定を行います。

②協働事業の実践と支援【全庁】

協働のまちづくりを推進するため、市民などが主体となっていく福祉・教育・文化など各分野における公益的な活動を支援します。

第2節 コミュニティの育成

施策がめざす基本的方向

自主的なコミュニティ活動を支援し、地域への愛着感を高める一方、地域の実状に即した自治組織のあり方を検討し、地域の自治意識を高めます。

現状と課題

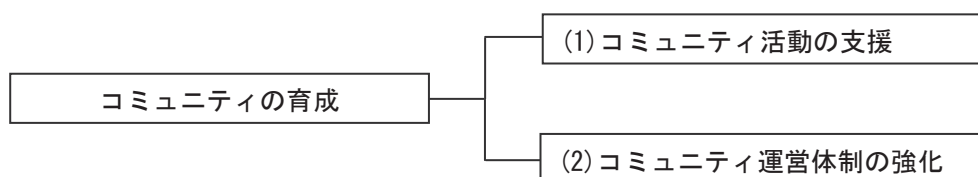
地域の連帯は、地域の安心を支える中心的な要素であり、市民が連携し自らの課題を解決するためのコミュニティ活動は、市民自治の基本といえます。

小規模な住宅地の増加により人口の増えた本市では、従来から居住している市民と、市外から転入してきた市民が混在しており、市民個々の価値観や生活様式も多様化しています。そのため、市民同士のコミュニティ意識が希薄になっており、相互理解を促進し、自治意識を高めることが大きな課題となっています。

本市では、これまで自治意識を高めるために、「区」制度による地域活動を支援しており、集会施設の整備や維持・管理に対する補助などを行い、自治組織の活動支援と拠点整備に努めてきました。しかし、平成26年度の区への加入率は約52%で、特に、市外からの転入者の多い地域で未加入である市民の割合が高くなっています。区制度の見直しや、多くの市民が地域活動に参加できる新しい体制づくりの検討など、これまでの自治組織のあり方を見直す必要があります。また、自治組織や地域活動の中心的な役割を果たすリーダーの育成も課題です。

その一方では、同じ課題認識を持った地域住民が、自発的に地域活動に参加する動きも見られるようになってきており、活動に必要な情報や活動団体間の情報交換の場の提供など、行政が側面から支援していくことも重要です。

施策の体系



施策の内容

(1) コミュニティ活動の支援

あいさつ運動や祭、スポーツ・レクリエーションなど地域での活動や行事を支援するとともに、市民による地域づくり活動を促進し、地域の活性化を図ります。

(2) コミュニティ運営体制の強化

区制度の見直しを進めるとともに、自治組織の役割・機能の見直しを検討します。また、集会施設などの活動拠点整備を支援するほか、市民自治意識の高揚に努めます。

主な計画事業

(1) コミュニティ活動の支援

①コミュニティ活動の支援【総務課】

コミュニティ活動や地域行事の活性化に向けて、自治会等の活動支援に努めます。また、自治会等への加入促進や組織運営に関する情報提供を行います。

②活動拠点の支援【総務課・企画課】

コミュニティセンターなどの活動拠点施設の整備や維持管理を行うため、補助金などの助成制度を利活用し支援します。

(2) コミュニティ運営体制の強化

①自治組織の見直しと地域自治制度の強化【総務課】

既存の区制度の見直し、新たな自治組織の運営や役割、機能などの見直しを図ります。

②自治意識の醸成【総務課】

地域の課題は地域で解決するという自治意識の醸成を図り、自治組織への加入率向上に繋がられるよう努めます。

◆区への加入状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
加入世帯数	16,894	16,623	16,472	16,315	15,966	15,685
世帯数	29,312	29,570	29,785	29,984	30,159	30,476
加入率 (%)	57.6	56.2	55.3	54.4	52.9	51.5

資料：総務課

第3節 市民によるまちづくり活動の推進

施策がめざす基本的方向

まちづくり活動に対する市民の関心を高め、参加しやすい仕組みづくりと活動拠点の確保に努めます。

現状と課題

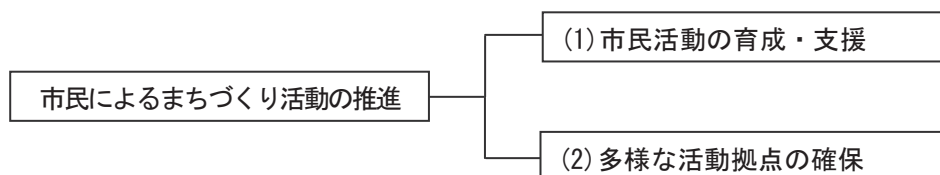
まちづくりの主役は市民であり、満足度の高い魅力あるまちづくりを進めるためには、市民の主体的な活動が不可欠です。また、地方分権の進展にともない、市民の自主的なまちづくり活動がより重要な位置づけとなっています。

市内には多くのまちづくり活動団体があり、さまざまな分野にわたって活発な活動が行われていますが、活動の場や相互の連携、情報交換の場の不足といった、共通の課題を持っており、市民活動を支援するサポートセンターの設置が望まれます。

市民意識調査では、何らかのまちづくり活動に参加したいという考えを持っている人が多いことが分かっており、これからは、まちづくり活動に関する情報を提供し、市民のまちづくりに対する関心や意識を高め、参加機会を増やす必要があります。また、活動を支える人材の発掘や育成、各団体の情報交換の場の提供に努めるなど、まちづくり活動への効果的な支援が求められています。

さらに、活発な活動を側面から支援するため、地域の公民館や学校など既存の公共施設のほか、地域のコミュニティセンターなどの活用促進を図り、活動拠点の確保に努める必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 市民活動の育成・支援

市民活動の立ち上げ、継続的な活動及び発展するための環境を整備し、市民活動の充実と活性化を促進します。また、まちづくり活動に対する効果的な支援の仕組みを構築します。

(2) 多様な活動拠点の確保

市民がまちづくりを推進していく活動拠点として中央公民館、コミュニティ施設、学校施設などの有効活用を検討します。

主な計画事業

(1) 市民活動の育成・支援

①研修会の実施【企画課】

研修機会を充実し、市民活動の主体となる人材の醸成や育成を図ります。

(2) 多様な活動拠点の確保

①まちづくり活動拠点の確保【企画課】

公共施設などの有効活用により、まちづくり活動拠点の確保を図ります。

八の街

めざします！市民サービスの充実した街

第1節 効率的な行財政運営

施策がめざす基本的方向

効率的で効果の高い行財政システムの構築を目指すとともに、職員研修の充実や行政評価等の活用により、職員の資質の向上や意識改革を行います。

現状と課題

市民の市政への要望が複雑化・高度化し、これまでの組織では対応しきれない課題が増加しています。国の財政悪化と構造改革への取り組み、市町村合併、分権型社会への移行など、本市の行財政を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、大きく変化しています。さらに人口減少社会を迎え、将来の世代に過大な負担をかけることがないように中長期的な財政計画を踏まえ、持続可能な行財政運営を行うことが求められています。本市では、これまでも事務事業の見直しを行い、歳入の確保、経費の節減、サービスの向上を図り一定の成果をあげてきています。今後も厳しい財政状況が続くことから、これまでの慣例や制度にとらわれることなく、新たな視点からの更なる事務事業の見直しが課題となっています。

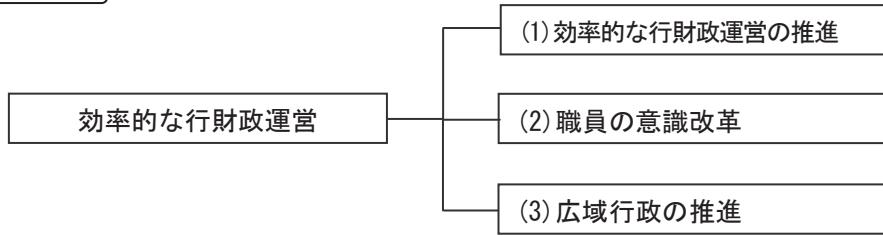
歳入については、納税相談窓口を週1回平日の夜間と月1回最終日曜日の日中に開設、さらには関係機関との共同による滞納整理などを行い、市税等徴収対策本部のもと徴収体制の強化を図り自主財源の確保に努めています。景気の低迷などにより市税収納の悪化が懸念される中、なお一層の徴収体制の強化が必要となっています。

歳出については、業務のスリム化と質の高いサービスを提供するため、民間活力の導入など事業の効率化を推進し、簡素で効率的な組織機構を構築する必要があります。さらに、行政評価を導入することで、事業の選択基準を明確にし、市民に対し説明責任を果たすことが求められています。

行政組織については、新たな行政課題に柔軟に対応できる体制や、分野横断的な行政課題に対し、行政組織全体としての組織能力の発揮が求められています。質の高い行政サービスを提供するため、職員に向けた各種研修事業を推進するとともに、職員の適正配置に努めてきましたが、業務内容が多様化、複雑化していることから、さらなる資質の向上や意識改革が求められています。研修機会の拡大や内容の充実を図り、企画提案力や実現能力の向上を図る必要があります。

広域行政については、周辺市町村との連携を図りながら、一部事務組合において上水道、し尿処理、消防などの事業を行っています。今後は、地方分権に対応した個性的な地域づくりに向けて広域行政推進体制の強化と効率的な事業運営を進める必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 効率的な行財政運営の推進

地方分権の進展に対応した自立性の高い自治体を目指し、行財政改革の推進と新しいシステムの構築に取り組みます。

また、市税などの徴収体制を強化し自主財源の確保に努めます。

(2) 職員の意識改革

職員の研修機会を拡充し、人材育成と能力開発に努め、マネジメント能力の向上や新たな行政課題の解決に向けた意識啓発を図ります。

(3) 広域行政の推進

周辺自治体との連携を強化し、広域的な課題への対応に努める一方、効率的な事業運営を要請し、経費削減につなげます。

主な計画事業

(1) 効率的な行財政運営の推進

①職員の定員適正化【総務課】

スリムで効率的な行財政運営を行うため職員の定員管理や適正配置を促進し、新たな行政課題に対応できる組織づくりを推進します。

②徴収体制の強化【納税課・行財政改革推進室】

納税意識の高揚を図るとともに、納税相談体制の充実や収納方法を多様化するなど、納税者の利便性向上を図り収納率の向上に繋がります。また、市の所管する債権の適正な管理を図るため、新たな徴収体制組織の検討をします。

③事務事業の見直し・効率化【行財政改革推進室】

行政評価を取り入れた事務事業の総点検を行い、スリムで効率的な行財政システムの構築を図ります。

(2) 職員の意識改革

①職員研修の実施【総務課】

新たな行政課題を乗り越えようとする職員の意識改革を促進し、行政需要に的確に応えていくため、各種職員研修の拡充を図り、職員の能力開発や育成に努めます。

(3) 広域行政の推進

①広域行政の推進【企画課・関係各課】

周辺自治体との連携を強化し、広域的な課題への対応に努める一方、効率的な事業運営を要請し、経費削減につなげます。

第2節 市民と行政の情報の共有

施策がめざす基本的方向

情報化に対応し、市民にわかりやすい情報提供と市民の意見を的確に行政に反映させていく広報広聴活動を推進します。

現状と課題

市政に関する情報の迅速な公開や市民の意見を市政に反映させることは、まちづくりへの市民の理解を深め、市民と行政の協働を推進するために、今後ますます重要となっていきます。

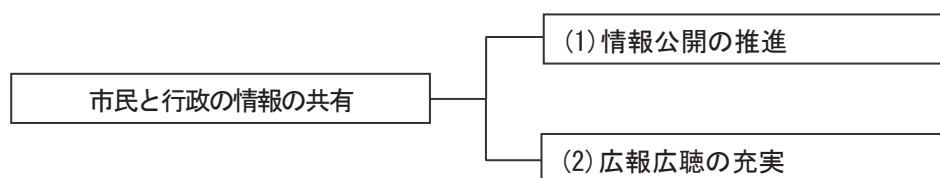
本市ではこれまで、「広報やちまた」や「市勢要覧」を発行するほか、必要に応じて「くらしの便利帳」やリーフレットなどを各家庭に配布するなど、市政に関する情報提供に努めてきました。さらに公文書公開制度の導入や、ホームページの開設、公文書公開コーナーの設置などを行ってきており、ホームページについては、ライフイベント別検索や広聴機能も加え、機能の充実を図っています。

また、広聴活動としては「市長への提言」や地域懇談会、市民意識調査などを通じて市民の声をくみ上げ、施策に反映させるよう努めています。

まちづくりへの市民の理解を深めるには、市民と行政が双方向のコミュニケーションを図り、市民と行政が情報を共有する必要があります。平成25年版「情報通信白書」（総務省）によると、インターネット利用者は平成24年末で9,652万人、普及率は79.5%と国民の約8割が利用していることから、ICTを活用した庁内における情報の集約・整理、共有体制を強化し、ホームページの充実を図るとともに、各種メディアを活用した迅速な情報発信を行っていくことが課題です。

一方、市内に居住する外国人が増加してきていることなどから、多言語による外国人への生活情報の提供などを検討していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 情報公開の推進

市政についての情報を公開し、市民との情報の共有化を進めるとともに、市政の透明性の向上を図ります。

(2) 広報広聴の充実

広報活動に創意工夫をこらし、市が実施する事業に関心をもってもらえるよう市民にわかりやすい情報を提供し、ホームページについては、さらに効果的な活用を進めます。広聴活動については、市民の声をくみ上げ、市政運営に反映させます。

主な計画事業

(1) 情報公開の推進

① 施策・主要事業の公表【秘書広報課】

まちづくりの考え方や主要事業の内容及びその決定理由などの公表を行います。

(2) 広報広聴の充実

① 刊行物の充実【秘書広報課】

広報やちまたなどの刊行物の発行により、市が行う諸施策や事業などを周知し市民が望む行政情報を的確に提供します。

② 広報媒体の充実【秘書広報課】

ホームページを活用し、市が実施する諸施策や事業などを正確かつ迅速に情報提供を行うとともに、多言語による情報提供について検討します。

③ 「市長への提言」制度の充実【秘書広報課】

市政に対する市民の建設的な意見や要望を伺い市政運営に反映させます。

第3節 窓口サービスの充実

施策がめざす基本的方向

電子自治体の構築を進め、市民生活の利便性と行政サービスの向上に努めます。

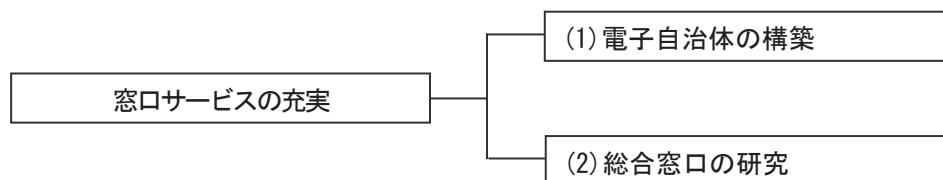
現状と課題

インターネットは、市民生活に急速に浸透しており、行政においてもインターネットをはじめとするICTの利用は効率的な事務処理や迅速な市民サービスを提供するために不可欠となっています。

本市では、各分野において電子化による事務管理を段階的に推進してきており、第1次基本計画事業である戸籍の電子化は平成20年3月に完了し、事務の効率化を図るうえで大きな成果をあげています。今後は、より質の高い行政サービスを提供するための電子自治体の構築が課題となっています。

窓口サービスについては、市民にとって極めて身近なサービスであり、行政サービスの根幹をなすものであることから、住民票や印鑑登録証明書の交付ができる自動交付機の設置や毎月最終日曜日の開庁などにより、市民の視点に立った市民へのサービスの向上に努めています。また、サービス向上の面から、一つの窓口で必要な幅広いサービスを受けることができる総合窓口の開設について検討が求められています。

施策の体系



施策の内容

(1) 電子自治体の構築

電子自治体の構築に向けたICTを活かした行政サービスの提供を図るとともに、市民の間における情報格差の解消に努めます。

(2) 総合窓口の研究

一つの窓口で必要なサービスを受けることのできる総合窓口については、マイナンバー制度の利活用を含め、どのような形態が市民の利便性につながるか調査・研究を進めます。

主な計画事業

(1) 電子自治体の構築

①電算システムの更新、再編【情報管理課・市民課】

市民サービス向上の観点から、電算システムの更新時に各業務相互の連携を強化するため再編を行います。

②個人情報保護の徹底【情報管理課】

情報セキュリティポリシーに基づく個人情報などの保護を図り、全職員が適切な情報セキュリティ意識を持つよう努めます。

(2) 総合窓口の研究

①総合窓口の研究【行財政改革推進室・関係各課】

一つの窓口で必要なサービスを受けることのできる総合窓口については、マイナンバー制度の利活用を含め、どのような形態が市民の利便性につながるか調査・研究を進めます。

第4節 市の魅力発信

施策がめざす基本的方向

若年・子育て世代の移住・定住を促進するため、市の魅力を発信するシティセールスを推進します。

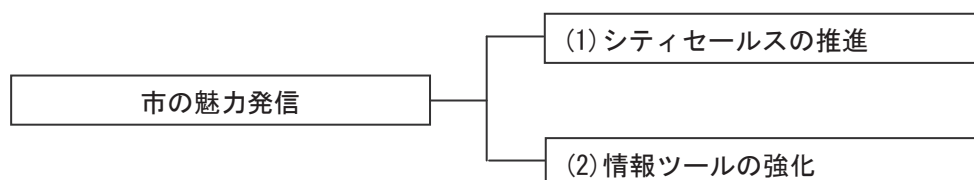
現状と課題

人口減少社会を迎え、都市間競争が激しくなる中、平成26年5月8日、有識者らでつくる日本創成会議・人口減少問題検討分科会は、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、30年間で20代～30代の女性が半分以下に減る自治体が全国で896団体に上るという試算を行い、こうした自治体は自治体としての運営が難しくなり、将来消滅する可能性があるとして地域崩壊の危機を指摘しました。この試算の中では、八街市も2010年の総人口73,212人が2040年には49,746人となり、61.0%減少するとされています。

少子高齢化による生産年齢人口の減少は自治体の財政状況の悪化につながり、それにより自治体運営に支障が生じてきます。支障が生じることで、市民生活や生産活動に大きな影響を与え、住民サービスの低下にもつながりかねません。

今後は、地域が活性化し、市民や来訪者からの満足度が高い、即ち、「地域ブランド」の高いまちが市内外の人に認識・選択され、成長・発展するものと考えられることから、本市の魅力や地域資源を効果的に広く内外に情報発信し、市のイメージや知名度を向上させ、定住人口の確保を図る必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) シティセールスの推進

市内外に本市の魅力を発信し、単にイメージや知名度の向上を推進するだけでなく、特産品の販売促進、新たな交流人口や定住者の増加などを目的として地域の活性化を図ります。

(2) 情報ツールの強化

まちの情報発信について、これまでの広報紙やホームページなどの広報媒体の利活用の他に、より効果的な情報ツールや発信方法について研究・検討を進めます。

主な計画事業

(1) シティセールスの推進

①セールスプロモーションの推進【企画課・商工課・農政課】

移住・定住に関する相談会の実施の他、市の魅力を効果的に発信するため、動画共有サービス（YouTube 等）を活用したプロモーションビデオの配信や情報提供、また、特産品のPR・セールス活動などについて推進します。

(2) 情報ツールの強化

①新たな情報発信ツールの研究・検討【秘書広報課】

ソーシャルメディア（Facebook、Twitter 等）を活用し、市民に向けた情報発信を強化するとともに、発信しやすい環境についても研究・検討します。

